

令和 2(2020)年度

自己点検評価書

令和 2(2020)年 10 月



内容

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	4
1. 尚綱学園の建学の精神	4
2. 尚綱学園の教育理念	5
3. 尚綱学園の使命	6
4. 尚綱大学の理念、使命・目的	6
5. 尚綱大学の個性・特色及び今後の計画等	7
II. 沿革と現況	8
1. 本学の沿革	8
2. 本学の現況	10
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	11
基準 1. 使命・目的等	11
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定	11
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映	14
基準 2. 学生	17
2-1. 学生の受入れ	17
2-2. 学修支援	21
2-3. キャリア支援	24
2-4. 学生サービス	26
2-5. 学修環境の整備	28
2-6. 学生の意見・要望への対応	34
基準 3. 教育課程	36
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定	36
3-2. 教育課程及び教授方法	40
3-3. 学修成果の点検・評価	47
基準 4. 教員・職員	50
4-1. 教学マネジメントの機能性	50
4-2. 教員の配置・職能開発等	55
4-3. 教員の研修	58
4-4. 研究支援	59
基準 5. 経営・管理と財務	62

5-1. 経営の規律と誠実性	62
5-2. 理事会の機能	65
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック	67
5-4. 財務基盤と収支	70
5-5. 会計	72
基準 6. 内部質保証	74
6-1. 内部質保証の組織体制	74
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価	76
6-3. 内部質保証の機能性	78
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設置した基準による自己評価	79
基準 A. 地域連携	79
A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備	79
A-2. 大学の有する知的資源の社会への還元	81
V. 特記事項	87

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 尚綱学園の建学の精神

尚綱大学（以下、「本学」という。）を設置する学校法人尚綱学園（以下、「本学園」という。）は、明治 21(1888)年、当時の^{せいせいこうこうちよう}済々黌長であった佐々友房をはじめ木村弦雄・津田静一・内藤儀十郎・合志林蔵らの有志により設立された済々黌附属女学校を源とする。佐々らは学校創立にあたり、「済々黌附属女学校創立ノ主旨」（以下、「主旨」という。）を起草し、初代校長の内藤儀十郎が 5 月 1 日の開校式において読み上げた。

「済々黌附属女学校創立ノ主旨」

女子^{また}モ亦国家ヲ組織スルニ重要ナル一分子タルヲ知ラバ、女子教育ノ必要^{きと}ヲ悟ルニ足ラン。彼ノ妙^か齡^{みようれい}ナル女子ガ遂ニ良妻タリ賢母タルヲ知ラバ、以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。其良妻トシテ家政ヲ經紀シ、男子ヲ輔翼シ、其賢母トシテ子女ヲ教育シ、且ツ博愛慈善^{せんげん}ノ泉源タルヲ知ラバ、亦以テ女子教育ノ必要ナルヲ悟ルニ足ラン。今ヤ我輩^{わがはい}此ニ見ル所アリ。爰ニ本校ヲ創立シ大ニ女子教育ノ事ヲ拡張セント欲ス。

方今、教育大ニ進歩シ女子教育モ亦盛ナラズトセズ。然ルニ我輩女子教育ノ弊ヲ見ルニ、或ハ封建ノ余習ヲ墨守シテ徒ラニ旧轍ニ拘泥シ、女大学・烏丸等ヲ以テ其主義トシ、明治昭代ノ女子ヲシテ文明ノ婦人タラシムル能ハザルモノアリ。或ハ智識ヲ偏尚シテ徳義ヲ輕忽シ、虚飾ニ流レテ実行ヲ失シ、其弊タルヤ、女子ノ淑徳ヲ損ジ、我邦ノ美風ヲ失スルモノアリ。此二者共ニ偏スル所アルヲ免レズ。是レ豈ニ中正ノ道ナランヤ。若シ夫レ文質彬彬、智徳並進シ婉淑従順ノ徳ニ加フルニ、凜然タル貞操節義ヲ以テスルモノハ、是レ誠ニ我輩ガ望ム所ナリ。

世運進歩スレバ、女子教育ノ課程モ亦之ニ伴ハザル可ラズ。是ニ於テ我輩ハ本校課程ニ体操科・英語科及ビ洋服裁縫等ヲ編入シタリ。現時教員ノ数既二十名余ノ多キニ達シ、生徒ノ数ハ之レト比例シテ僅々タルモ、入校希望者日ニ増加スルノ勢ナレハ、日ナラズシテ必ズ盛況ヲ見ルニ至ラン。特ニ教授ヲ担任スルモノハ、平生教育ニ熱心シ、一身抛チテ本校ニ従事スルモノナレバ同感ノ賛成スルヲ得、入校ノ生徒ヲ募リ、猶ホ他日ヲ期シテ課程ヲ増補シ、教授法ヲ改良シ、益々隆盛ノ域ニ臻ランコトヲ希望スト云フ。

(注) 上掲は『熊本県私立尚綱高等女学校一覽』を基本に佐々友房編『済々黌歴史』等を参照し本文を整えた「確定版」に基づき、「掲載版」として、漢字の旧字体を新字体に替え（標題を除く）、片仮名に濁点を、読みにくい文字には振り仮名を付し、句読点を加えたものである。

「主旨」は三段から成り、第一段には女子教育の必要性、第二段には女子教育の理念、第三段には教育課程の編成方針と入学者増強への望みが記されている。本学園はこの「主旨」を建学の精神が記されたものとして扱っている。ただし、明治時代に書かれた文章であることから、これに現代語訳と注を添え、要約、集約を行って理解の便宜を図っている。さらに、この「主旨」の文章の中から建学の精神を表す箇所について、次のように要約し説明を加えて表示している。

<建学の精神>

「智と徳を兼ね備え社会に貢献し得る女性の育成」

本学園は、明治 21(1888)年に創設された済々黌附属女学校をその源としており、同校創設に際して創立者の佐々友房らが遺した「済々黌附属女学校創立ノ主旨」の中には、女子教育の必要性、女子教育の理念などについて縷々述べてあり、その中から建学の精神を表す箇所について要約したものである。

2. 尚綱学園の教育理念

明治 24(1891)年 10 月に、済々黌が熊本県内の他の諸学校と合同して九州学院を設立するに当たり、済々黌附属女学校は本黌を離れて独立することとなった。これを機に校名を尚綱女学校と改め、明治 29(1896)年 4 月に私立尚綱高等女学校と改称した。「尚綱」とは、儒教の古典『中庸』のなかの「衣錦尚綱（錦を衣 [き] て綱 [けい] を尚 [くわ] う）」を典拠とし、君子の道のあり方を説く句である。

明治 45(1912)年に財団法人尚綱財団を設立し、戦後の学制改革により昭和 22(1947)年 4 月に尚綱中学校が、昭和 23(1948)年 4 月に尚綱高等学校が発足した。昭和 26(1951)年 3 月には財団法人尚綱財団を学校法人尚綱学園に組織変更し、本学園が昭和 27(1952)年 4 月に設立した短期大学は熊本女子短期大学と称した。昭和 50(1975)年 4 月に尚綱大学が設立され、その際に熊本女子短期大学は尚綱短期大学と改称され、さらに平成 18(2006)年 4 月に尚綱大学短期大学部と改称された。このように本学園の設置する学校は、基本的に「尚綱」を長く用いてきており、この言葉に本学園の教育理念が凝縮されているものとして扱ってきた。この歴史を踏まえて、本学園では学園全体の教育理念を次のように整理している。

<教育理念>

「尚綱 表面を飾らず内面の充実に努める」

本学園は、校名である「尚綱」の二字に凝縮された言葉をもって教育の理想の姿とし、本学園の教育理念としている。「尚綱」とは、中国の古典『中庸』の一節「衣錦尚綱」（錦を衣て綱を尚ふ）、すなわち、錦を着た場合はその上から薄物をかけ、きらびやかな模様を表に出さないようにするという君子の道のあり方を説いた句に由来する。この句には、表面を飾らず内面の充実に努めるという、人としての心構え、あり方が含意されている。

3. 尚綱学園の使命

また、本学園の使命は、学校法人尚綱学園寄附行為第3条に次のように定められている。

< 学園の使命 >

この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

以上の本学園の建学の精神、教育理念、学園の使命は、平成28(2016)年度に策定した「全学グランドデザイン」において組織全体の存在意義すなわちミッションと位置付けられ、平成29(2017)年4月に「尚綱学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画～SEI 2013-2022～」に組み込まれた。なお、同31(2019)年4月に「尚綱学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画～SEI 2013-2022～」は第3回改正を行っており、「全学グランドデザイン」及び「尚綱学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画～SEI 2013-2022～」の詳細については、基準項目1-2において後述する。

4. 尚綱大学の理念、使命・目的

本学園は、尚綱大学(以下、「本学」という。)のほか、尚綱大学短期大学部、尚綱大学短期大学部附属こども園(※)、尚綱高等学校、尚綱中学校の5つの学校・園を設置する女子総合学園である。本学園は、前述の建学の精神、教育理念、学園の使命のもと130年の長きにわたって一貫した女子教育を行ってきた。

※ただし、尚綱大学短期大学部附属こども園については、男児も受入れている。

本学も、全学グランドデザインの体系の中で学園のミッションを受けて、併設の尚綱大学短期大学部とともに次のような理念を掲げている。

< 尚綱大学・尚綱大学短期大学部の理念 >

智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する。

この理念のもと、本学は使命・目的を学則第1条に次のように定めている。

< 尚綱大学の使命・目的 >

(目的)

第1条 尚綱大学(以下「本学」という。)は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術研究を教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、先進的知識と高度な技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

以上のとおり、本学は尚綱学園の建学の精神に則り、教育理念に基づいて、社会に貢献し得る女性の育成を使命・目的に掲げている。

5. 尚綱大学の個性・特色及び今後の計画等

本学は県内唯一の女子大学である。昭和 50(1975)年の設置以来、明治の半ばより続く女子教育の伝統を受継ぎ一貫して女子高等教育を担ってきた。熊本県内はじめ九州各県の女子の大学進学希望者が増加したことを受け、熊本女子短期大学の実績の上に、熊本市清水町楡木（当時）の清水校地（現・熊本県菊池郡菊陽町の武蔵ヶ丘キャンパス）に文学部 1 学部の単科大学として発足した。その後、平成 18(2006)年 4 月には、文学部を文化言語学部文化言語学科に、平成 30(2018)年 4 月に文化言語学部文化言語学科を現代文化学部文化コミュニケーション学科に改組した。また、熊本市中央区九品寺の九品寺キャンパスに生活科学部栄養科学科（入学定員 70 人、3 年次編入学定員 10 人、収容定員 300 人）を設置した。

文化言語学部は、卒業生を高校・中学の国語教諭、司書等として送り出して地域社会の教育や文化行政に貢献するとともに、卸売業、小売業、金融業、保険業等の様々な分野に人材を送り出して地域の産業界の発展にも寄与してきた。

現代文化学部は、4 つの専門領域（情報メディア文化、観光文化、日本・東アジア社会文化、文芸文化）から 2 つの専門領域を選択し、文化を多面的に学ぶこととしており、司書や一般企業及び自治体での企画・広報・営業等の他、需要が高まっている日本語教師を目指している。

生活科学部は管理栄養士養成施設として、卒業生は病院、学校等の施設の管理栄養士又は栄養士として、あるいは栄養教諭及び食品・栄養分野のスペシャリストとして活躍し、地域社会の要請に応えている。

また、本学は小規模の大学であって、少人数教育を実施し得る条件が整っており、学生と教職員の関係も密で、きめ細やかな学修相談、学生生活相談、進路相談が行われている。同時に、学修支援センター、就職・進路支援センターを設置して、全学的な学生支援の体制も整備されている。

併設の尚綱大学短期大学部とともに尚綱地域連携推進センター、尚綱食育研究センター、尚綱子育て研究センターを設置して、研究を推進するとともに地域社会と連携し課題を共有しつつ地域の問題解決に取り組んでいる。

今後の計画として、現代文化学部を令和 2(2020)年度中に九品寺キャンパスに移転する予定である。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治21(1888)年 5月	熊本市昇町に済々黌附属女学校として開校（創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎）
明治24(1891)年10月	済々黌から独立して、尚綱女学校に改称
明治29(1891)年4月	尚綱女学校を私立尚綱高等女学校に改称
明治45(1912)年 5月	財団法人尚綱財団設立
大正 9(1920)年11月	生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺（現在の九品寺キャンパス）に移転
昭和22(1947)年 4月	学生改革によって尚綱中学校発足
昭和23(1948)年 4月	新制の尚綱高等学校となる。
昭和26(1951)年 3月	尚綱財団法人から学校法人尚綱学園に組織変更
昭和27(1952)年 4月	熊本女子短期大学開学（家政科）
昭和40(1965)年 2月	尚綱学園第二校地（現在の武蔵ヶ丘キャンパス）を購入
昭和42(1967)年 4月	熊本女子短期大学家政科を家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離
昭和43(1968)年 4月	第二校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設
昭和44(1969)年 4月	熊本女子短期大学附属幼稚園を開園
昭和50(1975)年 1月	尚綱大学設置認可
昭和50(1975)年 4月	尚綱大学開学（文学部国文学科入学定員50人、文学部英文学科入学定員50人） 熊本女子短期大学を尚綱短期大学に、同短期大学附属幼稚園を尚綱短期大学附属幼稚園に改称
昭和61(1986)年10月	セントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）と友好校協定締結
昭和63(1988)年 5月	尚綱学園創立100周年記念式典を挙行
平成 5(1993)年 4月	尚綱大学文学部国文学科に「国語・国文学コース」「書道コース」を、同英文学科に「英語・英文学コース」「コミュニケーションコース」を設置
平成 6(1994)年 4月	文学部英文学科コミュニケーションコースにおいてセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）への留学制度を開始
平成10(1998)年 4月	ウッドベリー大学（カリフォルニア州バーバンク市）と友好校協定締結
平成12(2000)年 6月	尚綱短期大学子育て研究センターを開設
平成13(2001)年 4月	尚綱大学文学部英文学科の「英語・英文学コース」を「英米文化コース」に変更
平成18(2006)年 4月	尚綱大学に生活科学部栄養科学科（入学定員70人）を開設 尚綱大学文学部（国文学科・英文学科）を文化言語学部（文化言語学科）に改組するとともに、「日本コース」「書道コース」「米英コース」「英語コミュニケーションコース」の4コースを設置 尚綱短期大学を尚綱大学短期大学部に名称変更並びに家政科家政専攻を総合生活学科、家政科食物栄養専攻を食物栄養学科、幼児教育科を幼児教育学科に改称
平成19(2007)年 7月	文化言語学部文化言語学科の「英語コミュニケーションコース」の留学

	制度における派遣先をセントメアリー大学（ネブラスカ州オハマ市）からモンタナ大学（モンタナ州ミズーラ市）へ変更
平成20(2008)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本コース」を「日本文化・日本文学コース」に、「米英コース」を「米英文化コース」に変更
平成22(2010)年 3月	生活科学部栄養科学科の第一期生が卒業
平成22(2010)年 4月	文化言語学部文化言語学科の入学定員を100人から75人に変更するとともに、「日本文学・言語コース」「書道コース」「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」の4コースに改編・新設
平成23(2011)年 9月	文化言語学部と台湾・慈済大学人文社会学院東方語文学系との間で学部間交流協定締結
平成23(2011)年12月	尚綱大学図書館本館（九品寺キャンパス）完成
平成25(2013)年 3月	尚綱大学短期大学部子育て研究センターを尚綱子育て研究センターに改組
平成25(2013)年 5月	「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）及び中期行動計画」策定 尚綱学園創立125周年記念式典を挙行
平成26(2014)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本文学・言語コース」を「日本文学・日本語コース」にコース名を変更するとともに、「アメリカ・東アジア文化言語コース」「地域文化・社会コース」を「現代コミュニケーションコース」に再編統合 尚綱食育研究センターを開設
平成26(2014)年 6月	尚綱大学と台湾・慈済大学との大学間交流協定締結 韓国・仁徳大学校と大学間交流協定締結
平成26(2014)年 7月	尚綱ボランティア支援センターを開設
平成27(2015)年 4月	尚綱地域連携推進センターを開設
平成28(2016)年 4月	尚綱大学短期大学部附属幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行
平成29(2017)年 4月	文化言語学部文化言語学科の「日本文学・日本語コース」と「書道コース」を「日本語日本文学コース」に統合
平成30(2018)年 4月	文化言語学部文化言語学科の募集を停止
平成30(2018)年 4月	現代文化学部文化コミュニケーション学科（入学定員75人）を開設
平成30(2018)年 5月	尚綱学園創立130周年記念シンポジウム開催
平成31(2019)年 2月	台湾・高雄大学と大学間交流協定締結
平成31(2019)年 3月	中国・上海杉達学院大学、マレーシア・Southern University Collegeと大学間交流協定締結
令和2(2020)年 2月	尚綱大学・尚綱大学短期大学部グローバル化推進センターを開設

2. 本学の現況

・大学名 尚綱大学

・所在地

キャンパス	所在地
九品寺キャンパス	熊本県熊本市中央区九品寺2丁目6番78号
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目8番1号

・学部の構成

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	75	-	225
文化言語学部	文化言語学科	平成30年4月募集停止	若干名	75
生活科学部	栄養科学科	70	10	300

・学生数、教員数、職員数（令和2年5月1日現在）

【学生数】

学部	学科	1年次	2年次	3年次	4年次	合計
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	45	37	33	-	115
文化言語学部	文化言語学科	-	-	-	40	40
生活科学部	栄養科学科	84	87	79	83	333
合計		129	124	112	123	488

【教員数】

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	計	助手	合計
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	6	5	1	1	13	0	13
文化言語学部	文化言語学科	3	1	1	0	5	0	5
生活科学部	栄養科学科	6	6	2	2	16	7	23
合計		15	12	4	3	34	7	41

【職員数】

正職員	嘱託	パート	計
54	5	8	67

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

基準	基準 1	使命・目的等
基準項目	1-1	使命・目的及び教育目的の設定
担当	評議会	

1. 評価の視点

評価の視点
① 意味・内容の具体性と明確性
② 簡潔な文章化
③ 個性・特色の明示
④ 変化への対応

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
-------------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

大学の使命・目的については、尚綱大学学則（以下「学則」という。）第1条において、教育目的については、学則第4条において規定している。

（目的）

第1条 尚綱大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く学術を研究教授し、広く社会と文化の発展に寄与するとともに、建学の精神に則り、先進的知識と高度な技能とを修得して、智と徳とを兼備し、生涯にわたって研鑽を重ね、人間性を尊重し社会に貢献する女性を育成することを目的とする。

（学部の目的）

第4条 現代文化学部は、高度なコミュニケーション能力を基礎に、高度情報化とグローバル化が進行する現代日本社会及び多様な表現文化について、広い視野から調査・分析する能力を修得し、ビジネスや行政の場で協働して問題を解決できる女性を育成することを目的とする。

2 生活科学部は、人間の健康と食のあり方を広い視野から深く教育研究することにより、食・栄養に関する先進的な専門知識と実践技術を身につけ、自律性・対話力・考察力を兼ね備えた専門職業人として、栄養教育、栄養管理、食育等を通して、広く社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

【自己評価】

学則に大学の使命・目的及び学部の教育目的を規定し、具体的に明文化されているものと判断している。

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

大学の使命・目的については学則第1条に、教育目的については学則第4条に文章化されている。

【自己評価】

学則に大学の使命・目的及び学部の教育目的を規定し、簡潔に文章化されているものと判断している。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

学校法人尚綱学園（以下、「本学園」という。）は、平成31年(2019)3月に「全学グランドデザイン」を制定するに当たり、学園の源である済々黌附属女学校が明治21(1888)年に創設され、5月1日の開校式に当たり、初代校長内藤儀十郎によって読み上げられ、本学園が継承してきた「済々黌附属女学校創立ノ主旨」の中から、建学の精神を表す部分を「智と徳を兼ね備え社会に貢献しうる女性の育成」と整理・要約し説明を加えたものを学園の建学の精神とするとともに、校名の「尚綱」を「表面を飾らず内面の充実に努める」として学園の教育理念として再確認した。また、学校法人尚綱学園の目的を定めた寄附行為第3条「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校を設置し、人類社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。」を学園の使命とし、学園の建学の精神、教育理念、使命・目的及び目標、また学則、中長期行動計画をはじめとする諸計画、さらに3つのポリシー等の位置付けを「全学グランドデザイン」の体系のなかに明確にした。

尚綱大学は、尚綱学園の建学の精神、教育理念並びに学園の歴史を踏まえ、併設の尚綱大学短期大学部と共通の「学校の理念」を次のように制定した。

（尚綱大学・尚綱大学短期大学部の理念）

智と徳を兼ね備え自律的に学修を続ける女性を育成し、基礎的・応用的研究を推進して成果を発信し、地域社会に貢献する。

これを、全学グランドデザインのなかに位置付けるとともに、学則第1条を「学校の使命・目的」として位置付けた。

このように、学則第1条は、本学園の建学の精神、教育理念、歴史を踏まえ、本学の使命・目的に基づく内容となっており、大学の個性・特色が明示されている。

【自己評価】

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているものと判断している。

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

本学園は、創立125周年に当たる平成25(2013)年に、「学園の将来像を自ら描いて明らかにし、目標達成に向けた今後の重点施策を定め、学園全体の進むべき方向や行動指針を示すものとして」、「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」を策定し、建学の精神、教育理念、学園の使命の重要性を再確認し、学園の現状を分析し、学園を取り巻く環境変化を踏まえ、長期ビジョンと5年後、10年後の到達目標を設定した。ついで、本学園は平成31(2019)年4月に「全学グランドデザイン」を改定し、建学の精神、教育理念、学園の使命・目的について学園全体で再確認を行い、これに基づき「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の見直しを実施した。

【自己評価】

大学の理念及び目的について常にこれを確認し、あるいは見直しを行い、変化への対応を行っているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

なし。

5. 事業計画への反映

なし。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

基準	基準 1	使命・目的等
基準項目	1-2	使命・目的及び教育目的の反映
担当	評議会	

1. 評価の視点

評価の視点
① 役員、教職員の理解と支持
② 学内外への周知
③ 中長期的な計画への反映
④ 三つのポリシーへの反映
⑤ 教育研究組織の構成との整合性

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>1-2-① 役員、教職員の理解と支持</p> <p>【事実の説明】 学園の建学の精神、教育理念、使命は、学園の「全学グランドデザイン」の階層の最上位に「組織全体の存在意義」すなわち「ミッション」として位置付けられている。これをもとに常勤理事会は全学グランドデザインの制定に着手し、学園のミッションのもとに「ビジョン」として各設置校の理念、使命・目的の制定又は再確認を指示した。これを受けて、将来計画委員会は平成 31(2019)年 3 月に「尚絅大学の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI2013－2022」の中に「全学グランドデザイン」を策定し再確認している。</p> <p>【自己評価】 全学グランドデザインの最上位に位置付けられた学園の建学の精神、教育理念、使命は理事及び全教職員が参加して制定され再確認された。これら学園のミッションに基づいて制定された尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念及び本学の使命・目的（学則第 1 条）は、学長・学長補佐会議、学科会議、評議会における審議を経て決定され、尚絅学園の理事会、評議員会で承認されていることから、役員と教職員の理解と支持が得られていると評価している。</p> <p>1-2-② 学内外への周知</p> <p>【事実の説明】 尚絅学園は、全学グランドデザインの制定に伴い、学園の建学の精神、教育理念、使命について再確認を行い、尚絅学園及び学園の各学校のホームページにそれらを掲載するとともに、尚絅学園の理事・評議員、全教職員、各設置校の学生、生徒等に配布される尚絅学園紹介誌「尚絅 GUIDEBOOK」（平成 31(2019)発行）にも掲載している。</p> <p>また、学生便覧に学園の建学の精神、教育理念、尚絅大学・尚絅大学短期大学部の理念、尚絅大学の使</p>
--

【1-2】 使命・目的及び教育目的の反映

命・目的（学則第 1 条）、尚綱大学における教育・研究目標を掲載するとともに、全学共通の初年次教育科目「基礎セミナー」（必修）の、主として第 1 回目に学長による自校教育としての「尚綱学園・尚綱大学・尚綱大学短期大学部—建学の精神・教育理念・歴史・現在—」の授業（テキストは CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2019 を使用）を実施している。

【自己評価】

学園の建学の精神、教育理念、使命、本学の理念、教育・研究目標について、様々な媒体や機会を設けて学内外に周知を図っていることから、本学の使命・目的及び教育目的の学内外への周知は適切になされているものと判断している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

【事実の説明】

平成 31(2019)年 3 月 31 日に「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI 2013－2022～」の第 3 回の改定を行った。

本学は尚綱学園の方針と全学グランドデザインの体系に従い、組織全体の存在意義すなわちミッションのもとに、尚綱大学・尚綱大学短期大学部の理念を定め、学則第 1 条を尚綱大学の使命・目的に、学則第 4 条を文化言語学部及び生活科学部の教育目的として位置付けるとともに、長期ビジョン（将来像）を策定した。長期ビジョンのもとに、戦略として位置付けられる中長期行動計画を策定するとともに、(1) 教育と学修の充実、(2) 学生の確保、(3) 学修環境の整備、(4) 学生支援の充実、(5) 研究力の強化、(6) 社会連携の拡充、(7) 国際交流の体制整備と拡充、(8) IR 機能強化と自己点検・評価への適切な対応の 8 項目からなる尚綱大学における中長期行動計画のカテゴリーを制定した。これらを踏まえて、平成 31（2019）年 2 月、および 3 月の評議会において、3 つの方針すなわち学位授与の方針（以下、「ディプロマ・ポリシー」という。）、教育課程の編成・実施方針（以下、「カリキュラム・ポリシー」という。）、入学者受入方針（以下、「アドミッション・ポリシー」という。）の見直しを行った。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的は、中長期行動計画及び 3 つの方針に反映されているものと判断している。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

【事実の説明】

評議会では、「全学グランドデザインの階層図」及び建学の精神、教育理念、学園の使命、学校の理念、学校の使命・目的、学部・学科・コース等の教育・研究目的、学校の教育・研究目標に続けて、前項で記載したように、現代文化学部と生活科学部のそれぞれの三つのポリシーを体系的に表示した資料を用いて、全学グランドデザインの体系と三つのポリシーの一貫性、整合性を確認しつつ、決定した。さらに、令和 2(2020)年 1 月、評議会において生活科学部については資格に関する方針の追加等で、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを変更した。現代文化学部及び生活科学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーは、「学生便覧」（令和 2 年度）に明確に記載されている。

また、「平成 33 年大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について」で示された入試区分の変更に伴い、令和 2(2020)年 3 月に現代文化学部と生活科学部のアドミッション・ポリシーを変更した。

【自己評価】

本学の 2 学部における三つのポリシーは大学の使命・目的及び教育目的との一貫性と整合性を考慮して

【1-2】 使命・目的及び教育目的の反映

制定されており、使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映させていると判断している。

1-2-⑤教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学は2学部2学科の教育組織のほかに、教育と研究の深化・発展と社会との連携を図るために、併設の短期大学部とともに尚綱地域連携推進センター、尚綱子育て研究センター、尚綱食育研究センター、尚綱ボランティア支援センターを設置し、教育と学修の充実、研究力の強化、社会連携の拡充に努めている。また、併設の短期大学部とともに、学生の学修支援、就職と進路選択の支援を目的とする学修支援センター、就職・進路支援センターを設置して、学生支援を推進している。

【自己評価】

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織、及び使命・目的及び教育目的に関連して社会連携と学生支援を目的とする組織が整備されているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的の見直しの必要はないが、教育目的を反映するために、先進的知識と高度な技能を有する幼児教育を担う人材育成のため、4年制課程（新学部）設置を担う新学部設置準備委員会を立ち上げ、設置認可申請の準備を行っている。

5. 事業計画への反映

幼児教育4年制課程（新学部）設置認可申請書の作成及び提出

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

基準	基準 2	学生
基準項目	2-1	学生の受入れ
担当	入試委員会、入試課	

1. 評価の視点

評価の視点
① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

アドミッション・ポリシーについては必要に応じて改正を行っており、令和 2(2020)年 3 月には文部科学省通達（30 文科高第 370 号「令和 3 年大学入学者選抜実施要領の見直しに係る予告の改正について」）で示された入試区分の変更等に対応し、学力の 3 要素、入試科目を表記し、改正を行った。アドミッション・ポリシーは学生便覧、募集要項及び大学ホームページに掲載しているほか、オープンキャンパスや高校の進路担当教員を対象とした入試説明会などで説明を行うなど周知に努めている。

【自己評価】

現代文化学部、文化言語学部、生活科学部の両学部とも、アドミッション・ポリシーを明確に定めて、それを学生便覧や募集要項、大学ホームページなどで広く周知しており、かつ、入学前に履修しておくべき教科なども示しており、アドミッション・ポリシーの明確化と周知は適切に行われているものと判断している。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【事実の説明】

令和 2(2020)年度入学者選抜で実施された入学試験の種類は、AO 入試、推薦入試、自己推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試、編入学試験の 8 種類である。

現代文化学部では、AO 入試、推薦入試、自己推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、外国人留学生入試、編入学試験の 8 種類の入試を実施している。AO 入試では、エントリーシート・活動記録書・志望動機を提出させたのち、授業体験と面談を行い、推薦入試では、コースの特色を踏まえながら、面接を実施し、調査書の評価を含めて適性或修学のための資質を確認している。一般入試では、国語と英語を試験科目とし、コースの特色を踏まえた傾斜配点を行うとともに、大学入試センター試験利用入試では、国語と外国語（英語、中国語、韓国語）を試験科目とし、一般入試と同様にコースの

特色を踏まえた傾斜配点を行っている。

生活科学部では、推薦入試、一般入試、大学入試センター試験利用入試、社会人入試、編入学試験の5種類の入試を実施している。推薦入試では、アドミッション・ポリシーに沿って学科の特性を踏まえた口頭試問と調査書の評価を含めて判定を行っている。一般入試と大学入試センター試験利用入試では、管理栄養士を目指すために必要と認められる基礎学力を判断しており、アドミッション・ポリシーに沿った試験科目となっている。

また、令和2(2020)年度入学者選抜では、実施内容を募集要項に記載するとともに、例年実施している高等学校の進路指導担当教員を対象とした入試説明会のほか、入試アドバイザーを中心とした高校訪問等により周知を図っている。

なお、一般入試などの入試問題を作成するにあたっては、実施する全ての科目で本学の教員が作問を担当しており、外部委託は行っていない。

【自己評価】

現代文化学部および生活科学部がアドミッション・ポリシーに沿って多様な入学試験を実施して、学生受け入れ方法の工夫を行っているものと判断している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

令和2(2020)年5月1日現在の収容定員と在籍学生数については、【表2-1-1】に示すとおりである。生活科学部の定員充足率は111.0%であり、適切な受入れ数を確保しているが、文化言語学部、現代文化学部の定員充足率はそれぞれ53.3%、51.1%と未充足の状況である。

【表2-1-1】収容定員と在籍学生数（令和2年5月1日現在）

学部	学科	収容定員 (a)	在籍学生数 (b)	定員充足率 (b)/(a)
文化言語学部	文化言語学科	75	40	53.3%
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	225	115	51.1%
生活科学部	栄養科学科	300	333	111.0%
合 計		600	488	81.3%

過去5年間の入学者数の推移については、【表2-1-2】に示すとおりである。現代文化学部の令和2(2020)年度の入学者数は、前年度の38人から7人増加して45人となっている。現代文化学部の入学定員充足率は51.1%。一方、生活科学部の令和2(2020)年度の入学者数は83人で、入学定員充足率は過去5年間111.4%から120.0%の範囲で推移しており、入学定員に沿った入学者数を維持している。

【表 2-1-2】入学者の推移

学部	学科	区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
文化言語学部	文化言語学科	入学定員	75	75	募集停止	募集停止	募集停止
		入学者数	51	43			
		入学定員充足率	68.0%	57.3%			
現代文化学部	文化コミュニケーション学科	入学定員			75	75	75
		入学者数			40	38	45
		入学定員充足率			53.3%	50.7%	60.0%
生活科学部	栄養科学科	入学定員	70	70	70	70	70
		入学者数	78	81	80	84	83
		入学定員充足率	111.4%	115.7%	114.2%	120.0%	118.6%
合計	合計	入学定員	145	145	145	145	145
		入学者数	129	124	120	122	128
		入学定員充足率	88.9%	85.5%	82.7%	84.1%	88.3%

志願者数の増加及び歩留率の向上を目的に令和元(2019)年度は大学としての高校訪問を実施するとともに、現代文化学部と生活科学部では、それぞれ学部独自の高校訪問を実施している。また、現代文化学部では、志願者数の増加対策として、九品寺キャンパスへの移転、語学科目及び英語関連科目の新設等教育の質向上等に取り組み、生活科学部では、将来予想される志願者数減少対策と学生・就職先からのニーズに対応するために、新コース・新資格の導入についての検討を開始している。

なお、社会のニーズに対応し、先進的知識と高度な技能を有する幼児教育を担う人材育成のため、平成30(2018)年8月に尚綱大学幼児教育4年制課程設置検討委員会を立ち上げ、設置に向けた検討を本格的に開始、平成31(2019)年4月より新学部設置準備室を設置し、室長及び事務職員を配置している。

【自己評価】

文化言語学部及び現代文化学部は通算で過去6年間入学定員を満たしていない状況にある。高校訪問や各種パンフレット等の学部独自の広報紙の発行を行い、学部の教育研究活動の成果と魅力を伝えることを通じて、入学定員を確保するための努力を続けているが、改善・向上策についてさらなる検討を行い、実行することが求められる。生活科学部は入学定員に沿った適切な入学者数を維持しているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

アドミッション・ポリシーについては、継続してその周知に努めるとともに、アドミッション・ポリシーに沿った多様な入試の実施に向けて、入試委員会・実施部会が中心となって検討を行う。

生活科学部では、比較的安定して入学定員に沿った入学者数を受け入れているが、文化言語学部及び現代文化学部では入学定員を満たしていない状況にある。

現代文化学部の入学定員を確保するためには、九品寺キャンパスへの移転の他、新学部としての魅力を幅広い分野に向け発信し、高校訪問や広報誌の発行を継続的に行うとともに、入学広報誌「SHOKEI CAMPUS GUIDE」の内容の刷新や学部・学科・コース説明資料の作成と説明の工夫に加えて、オープンキャンパスの実施方法の見直しや、県外を含む広域での広域活動に力を入れる。更にSNS等を利用した広報活動を利用するなど、入試センターと学部が連携して入学者の増加に取り組んでゆく。生活科学部では、将来の志願者数減少を想定し、新コース・新資格の導入の検討に取り組む。また、社会のニーズに適応し、学生受入れ数の維持・拡大を図るために、幼児教育4年制課程設置に向けた検討と準備を進めていく。

平成29年度大学機関別認証評価において、調査報告書に参考意見として「文化言語学部文化言語学科の

収容定員が0.7倍未満になっている点については、平成30(2018)年4月の改組転換計画に基づく早期の改善を期待したい」との意見付与がなされている。これに対しては、文化言語学部は平成30(2018)年度より募集を終了しているため、文化言語学部としての改善努力を、改組転換した現代文化学部において継続して行うものとしている。

5. 事業計画への反映

- ・入試方法の改革
- ・入試広報の充実
- ・社会人入学生受入れの強化
- ・高大連携の推進と内部進学率の向上
- ・幼児教育4年制課程設置認可申請書の作成及び提出
- ・生活科学部におけるコース・資格等導入の検討
- ・現代文化学部所在地移転の準備と実施

2-2. 学修支援

基準	基準 2	学生
基準項目	2-2	学修支援
担当	教務連絡協議会、現代文化学部・文化言語学部教務委員会、生活科学部教務委員会	

1. 評価の視点

評価の視点
①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
②TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備</p> <p>【事実の説明】</p> <p>1) 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制</p> <p>全学組織である教務連絡協議会、各学部の教務委員会、および教務連絡協議会の下部組織である教養教育部会等が中心となり、学修及び授業支援の充実に向けた教育目的・目標達成のための方針や具体的な方策について審議しており、教員と担当課職員による緊密な連携のもと、学修及び授業支援の体制が整備されている。また、初年次教育科目「基礎セミナー」（必修）や学期ごとのオリエンテーションでは、授業科目の履修等をはじめ、教職員が連携協力して学修に関する支援を行っている。各学部では教員及び職員により構成される各種委員会を組織するとともに、クラス担任を配置して学生への学修及び授業支援に関する方針・計画・実施の体制を確保し、適切に実施されている。</p> <p>「学修支援センター」では、①基礎学力の補習、②授業内容の補習、③合理的な配慮を必要とする学生への特別支援を行い、教職協働体制で前記①、②については両キャンパスのスタディールームで支援を行っている。センターは、センター長（教員：教務連絡協議会議長）とセンター事務室長（両キャンパス教務課長）を中心に各教員と教務課職員で運営されている。センターでは、化学、生物、数学、英語、中国語、韓国語ばかりでなく、適宜、教員や教務課職員による学修相談も行われており、そのスケジュールはホームページ等で周知されている。九品寺キャンパスでは、化学、生物、数学、英語の学修支援のほか、適宜教務課職員による履修相談を行っている。武蔵ヶ丘キャンパスでは、英語、中国語、韓国語の学修支援のほか、適宜教務委員会の教員による履修相談を実施し、学年ごとの履修についてきめ細かく説明会を実施している。また教務課員により資格取得等についての説明会等も実施している。</p> <p>令和2(2020)年2月、グローバル化推進センターを新たに設置し、全学的なグローバル教育の推進及び協定校との交流活動の推進等に関する役割を担うこととなり、学修支援に関わる組織が強化された。</p> <p>【自己評価】</p> <p>いずれの学部においても学修・授業支援のための組織的な取組みを進めており、教職員協働で円滑かつ効果的な学修・授業支援が実施されているものと判断している。</p> <p>2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実</p> <p>【事実の説明】</p>

TA(Teaching Assistant)については、本学では制度として設けていないが、各学部で以下のように学修支援に取り組んでいる。

現代文化学部・文化言語学部では、武蔵ヶ丘キャンパスに事務職員として配属されている学部助手が、情報処理教育をはじめとする情報処理教室を利用する科目を中心に授業準備や担当教員の指導補佐などの業務を担当する体制をとり、学修及び授業に関する学生支援を行っている。またオリエンテーションや履修指導の際にもサポートに入り、履修や学生生活の相談等の窓口としての役割も果たしている。

生活科学部では、学部所属の助手や事務職員として配属されている実習助手が学修支援の充実に適切に活用されている。学修・授業支援のための組織的な取り組みを進めており、教職員協働で円滑かつ効果的な学修・授業支援が実施されている。

2)障がいのある学生への配慮

「障がい等により特別な配慮を希望する方へ」という文書を入学予定者に郵送し、事前把握に努めている。窓口は学生支援課で、入学式及び入学後の修学に関して何らかの配慮措置を必要とする入学予定者に相談を勧めるとともに、配慮の必要な学生に関する情報を教職員で共有している。障がいのある学生についての配慮等については、学生便覧に掲載されている「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」に定められており、教授会や学科会議においても周知が図られている。

現代文化学部では入学前指導の段階でアンケートを実施し、入学式・入部式および授業に関する相談があれば回答するよう求め、必要があれば入学前に個別に面談を実施している。

生活科学部では平成 30(2018)年 4 月に入学した聴覚に障がいのある学生が在籍し、生活科学部教員と事務職員が連携して情報を共有しながら対応した。なお、当該学生は、令和 2(2020)年度から短期大学部食物栄養学科で栄養士を目指すことになった。

3)オフィスアワー制度の全学的実施

専任教員はそれぞれ週2回以上のオフィスアワーを設定し、学生に周知している。シラバスでオフィスアワーを明示するとともに、初年次教育科目や学期ごとのオリエンテーションでこの制度について学生への周知を図っている。実際には、それ以外にも学生がアポイントメントをとり、教員は授業の空き時間に積極的に学生の相談に応じている。また、非常勤講師及び他学科兼任教員も同様、授業の空き時間あるいは電子メール等で学生の相談に応じている。

4) 中途退学者及び留年者への対応

中途退学の防止に関しては、令和元(2019)年度に中途退学率の数値設定を行い、年度末の教務連絡協議会では、各学科での取り組み状況について報告がなされている。以下、各学部の現状と対応についてそれぞれ記載する。

①現代文化学部・文化言語学部

現代文化学部・文化言語学部の中退率は平成 29(2017)年度には 4.2%、平成 30(2018)年度には 2.2%と減少傾向であったが、令和元(2019)年度については、8 人の退学者（文化言語学部 2 人、現代文化学部 6 人）があり 4.8%となった。病気等によるやむを得ない退学のほか、進路変更による退学者もあるが、後者については休学等の選択を示すなど複数の教職員が学生本人・保護者と複数回の面談を繰り返した上で、本人・保護者の意思が固くやむを得ず退学を選択しているのが現状である。

休学者に対しては、休学前に保護者とも面談した上で担任から定期的に連絡をとり、毎月の学科会議で現況報告を行うなど学科全体で情報を共有し中途退学防止策を進めている。

また、担任制度については、文化言語学部では卒業研究指導教員、現代文化学部では学年あたり 2～3 人を 1 クラスとして担任を配置し、担任を同じくする 1 年生と 2 年生が一つのまとまりとして交流できる

仕組みとしている。学部全体の取り組みとしては、日常的に学生とのコミュニケーションを図り、担任やコース主任教員による面談等を通して、学業面での不安や経済的な事情の把握を行い、学生支援担当教職員との連携を進めきめ細かく対応している。また保護者懇談会の開催および保護者との個別面談(希望者)、出席状況調査結果の郵送など保護者とのコミュニケーションも図っている。

②生活科学部

生活科学部の中退率は、平成29(2017)年度は3.2%となっていたが、平成30(2018)年度は2.5%、令和元(2019)年度は1.24%となり、学部としては全学の数値目標(2.2%)を達成している。

中途退学又は留年の懸念がある学生に対しては、クラス担任と教務課職員を中心として面談を重ね、必要な場合は保護者とも相談するなど、時間をかけたきめ細やかな対応に努めている。学部長が面談に加わることも少なくない。怠学傾向や成績不振、家庭環境の急変等による修学意欲の低下などの状況把握に努め、クラス担任を中心として、担当課職員だけでなく保護者との連携もとりながら助言や支援を行っている。2年生と3年生の学生の保護者に対しては、保護者懇談会を開催し、保護者との関係構築にも努めている。中途退学や休学を希望する学生には、理由を明確にした申請書の提出を、クラス担任には副書の提出を義務づけており、生活科学部教授会及び学科会議において当該学生の情報は共有している。

【自己評価】

学修・授業支援のための組織的な取り組みを進めており、教職員協働で円滑かつ効果的な学修・授業支援が実施されているものと判断している。

4. 改善・向上方策(将来計画)

いずれの学部も教職員協働による全学組織の各種委員会やセンター、及び学部内の支援体制によって、きめ細やかな学修・授業支援を引き続き推進する。オフィスアワー制度については、シラバス等でのオフィスアワーの明示を徹底し、専任教員に留まらず、学部外の担当教員との連絡体制も充実させるように取組むことで、学生がより多くの教員に連絡・相談しやすい体制づくりに向け、継続的な改善を行う。

中途退学者、留年者及び退学傾向の学生への対応については、学科会議で情報を共有し、クラス担任、教務委員、学生支援委員、教務課および学生支援課職員が緊密に連携しながら、学生本人及び保護者と面談し、より良い解決ができるよう早期からの支援を引き続き推進する。現代文化学部では中途退学につながらないよう、入学前指導の段階から学生の心身の状況を確認しサポートし、学修意欲が継続できるようにきめ細かい指導を実施する。生活科学部では、中途退学者をなるべく減らし、学部として中途退学率の目標数値を引き続きクリアできるように取り組む。また障がいのある学生については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」をもとに、教授会や学科会議等で情報を共有するとともに、教務課や学生支援課、学科教員が連携しながら支援を行う。

また、合理的な配慮を必要とする学生への特別な支援については、学生支援課や教務課と連携を図りセンターとしての支援の内容を引き続き充実・強化していく。学生の実態把握に努めるとともに先進事例を収集し、求められる支援体制の構築に向けて、教務連絡協議会、学生支援委員会等の連携・協働を図って取り組みを進めていく。

5. 事業計画への反映

・中途退学防止への取り組み

2-3. キャリア支援

基準	基準2	学生
基準項目	2-3	キャリア支援
担当	就職支援委員会、就職課	

1. 評価の視点

評価の視点
① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備</p> <p>【事実の説明】</p> <p>正課の教育体制として、文化言語学部では、2年次前期に「キャリア形成入門」、2年次後期に「キャリアデザインⅠ」を必修科目として配置し、3年次前期には、「キャリアデザインⅠ」からの段階的な発展を意図した「キャリアデザインⅡ」を同じく必修科目として配置している。また、3年次には、通年で実習形態の「インターンシップ」を選択科目として置いている。</p> <p>現代文化学部では、必修科目として「キャリア形成入門」を1年次後期に、「キャリアデザインⅠ」と「キャリアデザインⅡ」をそれぞれ2年次前期と後期に配置して、早期キャリア教育の一層の充実に努めている。「インターンシップ」は選択科目として3年次に配置している。</p> <p>生活科学部では、1年次に「女性と社会」を必修科目として配置し、自らの将来について考える機会を設けている。同じく、必須科目の「基礎セミナー」では、管理栄養士の社会的役割を理解し、4年間の学びを体系的に捉えることができるよう支援している。また、3年次には「管理栄養士活動演習」を必修科目として通年配置し、現場での体験と専門知識の統合を図り、社会で活躍するための人格形成やスキル形成について自覚を促す機会としている。</p> <p>正課外の支援体制としては、文化言語学部・現代文化学部では、就職支援委員会が組織され、月1回の定例の会議では就職課も同席し、正課のキャリア教育との一体的な支援を意識した具体的な内容を協議した。3年次後期及び4年次前期・後期に実施される「就職指導」はその柱である。また、委員会では、4年生の最新の活動状況をデータ化した共有ファイルを基に、学生個々の状況に応じて適宜助言や面接指導を行った。</p> <p>この他、低学年の就労意識の涵養を主な目的として春季インターンシップを実施し、文化言語学部5人（内2名は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止）現代文化学部4人の学生が参加した。</p> <p>同じく、生活科学部では、1年次前期から4年次後期まで継続して「進路指導」を実施した。「進路指導」の内容については、学部就職支援委員による協議内容や、学生による講話記録の意見を反映させることで毎年改善に努めている。就職支援委員会は適宜招集され、未内定者支援の具体策や外部講師の検討に加え、様々な就職情報の学生への周知方法などについても意見を交換した。</p> <p>この他、春季インターンシップにおいて、生活科学部1年から3年までの14人（内7人は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止）の学生が参加した。</p> <p>大学と短期大学部の教職員を中心に構成される全学の就職支援委員会では、夏季と春季にキャリアガイ</p>

【2-3】キャリア支援

ダンスを主催する予定で、学生の社会的・職業的自立に向けた支援を行っている。夏季キャリアガイダンスでは、令和元年(2019)年度、新たに6職種の社会人外部講師を迎え「職種理解セミナー」を開催し早期からの職業意識の形成を図った。またこのガイダンスの合同企業説明会・企業研究会は、夏季は、51事業所の参加により企業理解の促進へつなげた。春季は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった。この他、教職員と事業所との情報・意見交換による相互理解の促進と本学の就職支援体制の強化を目的に、「就職懇談会」を開催し、こちらは、61事業所66人が参加した。

また、有料の「就職試験対策講座・公務員対策講座」を開講し、27人(大学生21人、短期大学部生6人)の学生が受講した。また昨年度より開講した有料の「日商簿記検定3級講座」には、15人(大学生6人、短期大学部生9人)の学生が参加した。

【自己評価】

社会的・職業的自立に関する指導のための体制は、教育課程の内外を通じて十分整備されているものと判断している。

4. 改善・向上方策(将来計画)

就職支援委員会及び部会は、社会状況の変化や就職活動スケジュールの変更に適切に対応するため、キャリアガイダンスの実施内容等の見直しを図る。また、就職・進路支援センターは、有料の「就職筆記試験対策講座」や「日商簿記検定3級講座」を毎年継続的に開講するため、各学科と協力して学生への周知方法及び募集期間の見直しを図る。

現代文化学部・文化言語学部では、キャリアガイダンスや「就職指導」を無断欠席する学生について、学部の就職支援委員会で改めて協議して実効性のある対応を取る。

生活科学部では、「進路指導」における学生の感想や意見を進路指導計画に反映させ、内容の改善に努める。併せて、進路が決定した4年生の就職活動体験を下級生に伝える機会を増やし、低学年から専門職への理解の促進を図る。

5. 事業計画への反映

- ・就職指導計画の立案と運用の充実
- ・就職対策講座の安定的開講による筆記試験対策の強化
- ・夏季・春季キャリアガイダンスの充実

2-4. 学生サービス

基準	基準 2	学生
基準項目	2-4	学生サービス
担当	学生支援委員会、学生支援課	

1. 評価の視点

評価の視点
① 学生生活の安定のための支援

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>2-4-① 学生生活の安定のための支援</p> <p>【事実の説明】</p> <p>学生サービス、厚生補導のための組織として、全学レベルの学生支援委員会を設置するとともに、その下部組織としてキャンパスごとに部会（九品寺キャンパス部会、武蔵ヶ丘キャンパス部会）を設置している。各キャンパスには、学生支援課、保健室及びカウンセリング室を設置し、教職員協働による支援体制が整備されている。</p> <p>学生の心身面でのサポートについては、文化言語学部・現代文化学部では、学生支援委員が保健室及びカウンセリング室の利用状況と内容について確認し、情報の共有化を図るとともに、生活科学部では、九品寺キャンパス部会長が養護教諭日誌の記載事項を確認し、相談内容や問題を抱えている学生の早期発見及び対応に努めている。また、学生の保健室及びカウンセリング室の利用状況についても、学生支援委員及び養護教諭が連絡を密にとり、随時モニタリングを行っている。</p> <p>学生の心身面の現状を把握するために、「疲労蓄積度調査」を毎年実施している。文化言語学部・現代文化学部、生活科学部ともに、「疲労蓄積度調査」に関するアンケート結果を基に疲労蓄積度の高い学生を抽出し、抽出された学生について学生支援委員を通じて学科会議で周知がなされ、それら学生を学部教職員全員で見守る体制を整えている。</p> <p>学生生活の実態を把握し学生支援向上及び福利厚生充実のために「学生生活に関する実態調査」を毎年8月に実施し、調査分析を行い学生支援の基礎資料としている。また、学生の安全・健康を守る生活指導として、毎年、新入生に対して「学生支援講座」を開講している。</p> <p>奨学金などの学生に対する経済的な支援については、日本学生支援機構やその他の奨学金の貸与を受け付けている学生の割合は、現代文化学部・文化言語学部で51%、生活科学部で53%である。本学独自の制度としては、「授業料免除制度」「如蘭学寮免除制度」「姉妹入学金減免制度」「併設校入学者入学金免除制度」「職員子女授業料免除制度」「海外留学奨学金制度」等の奨学金制度を適切に運用している。</p> <p>学生の課外活動の支援については、文化言語学部では、学生会の主催行事である「七夕祭」「尚綱祭」「語学成果発表会」等において、学生支援委員が指導・助言にあたり、一定の成果が見られている。さらに、武蔵ヶ丘キャンパスでは、併設の短期大学の幼児教育学科と合同で武蔵ヶ丘キャンパス学生会役員合同研修会を行い、九品寺キャンパスでは、併設の短期大学の総合生活学科及び食物栄養学科と合同で学生会役員研修会を行い各キャンパス全体の学生課外活動の活性化に努めている。クラブ・サークル活動については、顧問や指導員と連携しながら活性化に取り組んでいる。</p>

学生の課外活動に対する経済的支援としては、尚綱学園の施設設備の改善・充実や課外活動を資金面から支援することを目的に設立された「尚綱学園後援会」より、各クラブ・サークルに対して資金助成が毎年行われており、課外活動支援金については、両キャンパス合同で関係教職員が検討を加え公正な配分がなされている。

【自己評価】

学生の心身面のサポートについては、各学部と関係部署との連携が取られており、学生の安全や健康面については、「学生支援講座」において各種講座が開講され、経済的支援については、様々な奨学金制度が整備されている。また、課外活動の支援についても学部毎に学生会担当者を配置し、学生会との意見交換会やアンケート調査の実施等を通じた要望の汲み上げや、各学生会行事への支援やクラブ・サークル活動への支援等、学生生活全般にわたった支援が適切に行われていると判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

学生生活の実態を把握し学生支援向上及び福利厚生充実のため実施している「学生生活に関する実態調査」の結果に基づいて、毎年開催している「学生支援講座」に反映させ、更なる学生生活の支援を行う。同様に、その結果に基づく他の課題についても合同キャンパス部会で検討する。また、調査結果の公表については、更に短縮できるように取り組む。

学生の経済的な支援については、日本学生支援機構の給付奨学金の創設により、本学独自の現行の奨学金制度との併給等について検証し、真に必要な経済的支援制度を検討し、更に充実した支援に取り組む。

学生の課外活動である学生会活動やサークル活動については、現在キャンパスごとに活動している学生会活動やサークル活動について、キャンパス間の連携体制について検討し、全学として学生会活動、課外活動の活性化を図る。

5. 事業計画への反映

- ・学納金の免除・減額制度導入の検討
- ・奨学金・表彰制度の充実
- ・サークル活動活性化の支援

2-5. 学修環境の整備

基準	基準 2	学生
基準項目	2-5	学修環境の整備
担当	現代文化学部・文化言語学部教務委員会、生活科学部教務委員会、図書館運営委員会、IT化推進支援室、九品寺キャンパス庶務会計課、武蔵ヶ丘キャンパス庶務会計課	

1. 評価の視点

評価の視点
① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
② 実習施設、図書館等の有効活用
③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
④ 授業を行う学生数の適切な管理

2. 自己判定（「満たしている」「満たしていない」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理</p> <p>【事実の説明】</p> <p>1) 校地校舎</p> <p>本学は九品寺キャンパスと武蔵ヶ丘キャンパスの二つのキャンパスを有しており、両キャンパスは車で約30分の距離にある。各キャンパスにおける設置学校は【表 2-5-1】のとおりである。</p> <p>【表 2-5-1】各キャンパスの所在地及び設置学校</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>キャンパス名</th> <th>所在地</th> <th>設置学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>九品寺キャンパス</td> <td>熊本県熊本市 中央区九品寺 2-6-78</td> <td>尚綱大学（生活科学部） 尚綱大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科） 尚綱高等学校 尚綱中学校</td> </tr> <tr> <td>武蔵ヶ丘キャンパス</td> <td>熊本県菊池郡 菊陽町武蔵ヶ丘北 2-8-1</td> <td>尚綱大学（現代文化学部、文化言語学部） 尚綱大学短期大学部（幼児教育学科） 尚綱大学短期大学部附属こども園</td> </tr> </tbody> </table> <p>両キャンパスにおける大学の校地面積は、大学の専用部分 38,943.2 m²と併設の短期大学部との共用部分 8,949.9 m²の計 47,893.1 m²であり、大学設置基準上、必要とされる校地面積 6,000 m²（大学全体の収容定員 600 人×10 m²=6,000 m²）を十分に満たしている。また、両キャンパスにおける大学の校舎面積は、大学の専用部分 14,926.4 m²、併設の短期大学部との共用部分 1,969.8 m²の計 16,896.2 m²であり、大学設置基準上、必要とされる校舎面積 6,610 m²を十分に満たしている。</p> <p>耐震工事については、九品寺キャンパスの再開発事業と並行して、武蔵ヶ丘キャンパスの大学及び短期</p>	キャンパス名	所在地	設置学校	九品寺キャンパス	熊本県熊本市 中央区九品寺 2-6-78	尚綱大学（生活科学部） 尚綱大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科） 尚綱高等学校 尚綱中学校	武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡 菊陽町武蔵ヶ丘北 2-8-1	尚綱大学（現代文化学部、文化言語学部） 尚綱大学短期大学部（幼児教育学科） 尚綱大学短期大学部附属こども園
キャンパス名	所在地	設置学校							
九品寺キャンパス	熊本県熊本市 中央区九品寺 2-6-78	尚綱大学（生活科学部） 尚綱大学短期大学部（総合生活学科、食物栄養学科） 尚綱高等学校 尚綱中学校							
武蔵ヶ丘キャンパス	熊本県菊池郡 菊陽町武蔵ヶ丘北 2-8-1	尚綱大学（現代文化学部、文化言語学部） 尚綱大学短期大学部（幼児教育学科） 尚綱大学短期大学部附属こども園							

大学の校舎の耐震診断を行い、その結果に基づき耐震補強工事を実施し、平成 25(2013)年 3 月末に完了している。

2) 設備、実習施設

施設・設備に対する学生の意見・要望は、「学生生活に関する実態調査」「意見箱」などで汲み上げており、和式トイレから洋式トイレへの改修やロッカールームの整備、Wi-Fi 環境の整備、バリアフリー化など、緊急性及び必要性を勘案しながら、予算編成時に優先順位を協議・検討し、計画的な教育環境の整備に努めている。

【自己評価】

両キャンパスともにすべての建物においてバリアフリー対応済みではないが、原則、施設整備計画に基づき、また必要に応じて、障がいを持った学生が入学する都度、その学生の都合に応じて、手すりやスロープを設置するなどの整備を行っているため、学生の利便性は満たしているものと判断している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

【事実の説明】

1) 実習施設

現代文化学部・文化言語学部関係の実習施設については、情報処理関連の授業支援システムとして、武蔵ヶ丘キャンパスの第 1、第 2 情報処理教室に LMS(Learning Management System)機能を備えた CALL(Computer Assisted Language Learning)システム(『CaLaboEX』)を導入し、学生の理解度や学習進度、学習内容に合わせた効率的な学習支援が実施できている。また、学生の座席横に中間モニターを設置し、教卓の画面等を表示することで、操作しやすい学修環境を整備し、学生の理解をサポートできるようにしている。各講義室においては、プロジェクターおよびスクリーン、または大型モニター、電子黒板などを設置し、多様な講義内容に対応できる環境を整えている。

武蔵ヶ丘キャンパスの図書館分館には、現代文化学部・文化言語学部の学修内容に応じた図書・雑誌などの資料を備え、学生の利用に供している。事前・事後学修などの学生の自主的な学修に利用されているほか、司書課程の一部科目においては、図書館閲覧室で授業を行っている。図書館資料の選定については、「現代文化学部・文化言語学部資料選定会」により、学問領域の専門性や学生のニーズに対応した選書を行っている。

生活科学部の実習施設については、生活科学部の専門科目の授業の目的に則して適切に整備され、有効利用されている。たとえば、1 号館 4 階の栄養調理実習室には、高速ガスオーブンを備えた学生用調理台 11 台と、高さが自在に変えられるバリアフリー対応の調理台 1 台が備えられ、5 階の栄養教育実習室にはフードモデルが展示され、6 階の臨床栄養実習室には人体モデル・臓器モデルや各種検査・測定用器具から、ベッドサイド栄養指導のための設備や食事の食器具、経腸・経静脈栄養用具まで揃っており、学んだ理論を実験や実習を通して効果的に実践に応用できる。同じく 6 階には食品加工・食品学実習室がある。これらの実習施設は卒業研究やサークル活動にも有効活用されている。令和元(2019)年度には、オープンキャンパス、高校生を対象とした「やってみよう!管理栄養士」(12 月 22 日)、大学コンソーシアム熊本による留学生への食文化体験活動「WA の心で～お・も・て・な・し～」(10 月 12 日)でも活用されている。

本学は、九品寺と武蔵ヶ丘キャンパス間を専用線で結び、学内の全ての建物を学内 LAN で接続している。両キャンパスにサーバー室を設置し、学内の教員研究室をはじめとして、情報処理教室、講義室及び事務室などが学内 LAN 経由で接続されている。サーバー室には、学生の教育及び授業支援用の情報処理教室用、e-Learning、ウイルスバスタサーバーなど各種サーバーやネットワーク機器を設置している。サーバー室のラックは耐震工事を行い安全性も確保している。さらに、九品寺キャンパスの図書館サーバー室

には図書システムおよび教務システムのサーバー群を設置して快適な学習環境を整備している。

学内 LAN はファイアウォールを介して SINET 経由でインターネットへ接続している。ファイアウォールによって外部から内部へのネットワークへの不正アクセス防止、ウィルス対策を行っており、同様に内部から外部へのセキュリティ対策も講じている。更に各クライアントパソコンには本学が提供しているウィルス対策ソフトをインストールし、ネットワークの出入口および端末においてセキュリティ対策を施して適切に整備している。

両キャンパスにはそれぞれ情報処理教室および関連サーバーが設置され、平成 29(2017)年 9 月に更新した。更新後は Windows7 と Windows10 を起動時に選択可能にし、在学生が利用してきた Windows7 のシステムを継続して使用することができるように考慮し、さらに最新の機器や OS が利用できるように対処し、快適な学修環境となるように適切に整備している。これらのシステムは、シンクライアントシステムとして稼働することで、メンテナンス軽減およびパソコンのトラブルが発生しにくいシステムを構築しており、学生にとっても教職員にとっても手間がかからないシステムとなっている。

九品寺キャンパスには、情報処理教室 I に学生用として 46 台のパソコンとプリンタ 3 台が設置され、情報処理教室 II には 44 台のパソコンとプリンタ 3 台が設置されている 2 つの情報処理教室がある。武蔵ヶ丘キャンパスには、第 1 情報処理教室に学生用として 60 台のパソコンとプリンタ 4 台が設置され、第 2 情報処理教室に 24 台のパソコンとプリンタ 2 台が設置されている 2 つの情報処理教室がある。いずれのキャンパスの情報処理教室も、分割して使用したり、2 つの教室を統合して 1 つの教室としたりすることで、授業形態や受講者数に応じて自由度が高く、かつ教育効果が高い教室編成とすることが可能である。また、2 台の学生用パソコンのディスプレイの間に、中間モニターを設置し、教師卓のパソコン画面、学生のパソコン画面や教材提示装置の画像を表示し、学生が講義内容を理解しやすい学修環境を整備している。また、両キャンパスの情報処理教室とも、授業等で使用していない場合は、学生や教職員が自由に利用できるように解放している。加えて両キャンパスの情報処理教室は大学と短大で共用し、職員研修の場としても有効活用されている。

情報処理教室以外にもパソコンが自由に使用できる情報処理演習環境のパソコンがあり、平成 30(2018)年に追加更新を行った。具体的には、九品寺キャンパスの図書館 10 台のパソコン、学生ホール 10 台パソコンとプリンタ 2 台があり合計 20 台のパソコンを更新した。武蔵ヶ丘キャンパスのパソコン自習室を 25 台へ増設更新した。学生ホール 2 台および学習支援センターのパソコン 5 台も合わせて更新した。全て情報処理教室と同じ仕組みとすることで学生にとって統一された学習環境が実現できた。

更に両キャンパスにおいて平成 31(2019)年 3 月末に無線 LAN システムを構築し、無線 LAN システムの安定化作業等を行い 5 月末より本運用が開始された。これにより、ノートパソコンやスマートフォン等が無線 LAN を利用できる環境が実現できた。また、同時期に無線 LAN 管理システムの運用を開始し、有線無線を問わずネットワーク機器およびクライアントの管理が容易になった。また、Windows7 がサポート停止されることに伴い、教職員の Windows10 へのバージョンアップを行った。その他にもウイルスバスタサーバーを更新した。

2) 図書館

本学図書館は九品寺キャンパスに本館、武蔵ヶ丘キャンパスに分館をそれぞれ設置しており、併設の短期大学部と共用している。本館は九品寺キャンパス中高校 2 号館 1 階に、また分館は武蔵ヶ丘キャンパス大学 5 号館及び 6 号館の 2 階に位置している。各館とも適切な面積を確保しているが、分館が位置する武蔵ヶ丘キャンパス大学 5 号館及び 6 号館にはエレベーター等の設置がなく、バリアフリー対応の点で課題がある。

図書館の運営については、運営に関する事項の審議を行うため、図書館運営委員会を設置し、本館部会、分館部会にて各館の運用を行っている。

各館とも利用者の利便性を考慮して資料を配置している。各館には専任職員を配置し、年間を通じて図

書館資料の収集や閲覧、個人貸出のほか、学生の質問や相談に応じており、個人やグループでの学修支援にも対応している。また、利用者教育の一環として、新入生オリエンテーションを中心に図書館利用案内の配布や見学を実施している。

本館では、閲覧席（64席）のほか、グループ学習室（3室）及びラーニング・コモンズスペースを設置し、グループでの学修支援に対応しているほか、一部の授業に活用している。個人で利用できるコンピューター（10台）を配置し、レポート作成等に利用できるようにしている。また、学生に対する利用教育及び学修支援の一環としてサポートデスクを設置している。分館では、閲覧席（100席）や奥の開架室に学習コーナー（10席）を設けているほか、蔵書検索機と共用のコンピューター（10台）の配置、ノートパソコンの貸出や、授業に関連した参考図書の展示等学生の学修向上のための支援を行っている。

開館時間は、本館が9時から19時まで、分館が9時から18時までとしている。なお、夏季休業期間などの長期休業期間中は、本館、分館とも9時から16時半までとしている。

利用者へのサービスとして、図書館資料の館外貸出、利用者からの参考調査や文献検索、図書館ウェブサイトから蔵書検索が行えるほか、本館分館間での資料の相互貸借、学外から文献を取寄せるなどのサービスを行っており、利用者が十分に利用できる環境を整備している。また、新聞記事検索データベースの提供も行い、図書・雑誌等の印刷資料に留まらず、多様な情報資源の提供に努め、利便性の向上を図っている。なお、新聞記事検索データベースについては、その充実を図るため、令和2(2020)年1月に「ビジュアル版」へバージョンアップを行った。さらに、本学卒業生や地域住民、公開講座受講生といった社会人を対象とした図書館の地域開放を行っており、図書館資料の館内閲覧及び館外貸出を行っている。

図書館資料の選定については、本館資料選定会、分館資料選定会により、専門領域を考慮し実施されている。

【自己評価】

現代文化学部・文化言語学部関係の実習施設および図書館等については、適切に整備・運営され、有効活用できているものと判断している。

生活科学部の実習施設等については適切に整備・運用され、活用できていると判断している。

学内の情報処理教室等の施設整備状況については、大学のキャンパスが2つに分かれていることを考慮した合理的なネットワーク環境が整備され、学生への教育が解りやすく指導できる仕組みを導入した情報処理教室等が適切に整備され、運営・管理され有効活用されている。さらに情報処理教室以外にもパソコンが自由に使用できる情報処理演習環境システムを平成30(2018)年度に増強更新し、授業時間外においても、情報処理教室と同等に学生が自由に使用できる演習環境が構築され有効に活用されている。更に平成31(2019)年3月末に無線LANが整備されたことで学生及び教職員にも快適な学習環境が実現されていると判断している。

図書館の施設設備は、いずれも教育目的達成のため適切に整備され、耐震などの安全性の確保も含めて、適切な運営・管理が行われている。分館については、障がい者の利用が困難であり、バリアフリー化の対応が必要である。また、データベースや電子ジャーナル、電子書籍などの新たな情報源の提供を進める必要がある。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

【事実の説明】

バリアフリーについて、両キャンパスともに自動ドア、エレベーター、スロープ及び多目的トイレの設置については一部の建物においてバリアフリー対応済みであるが、他の建物において改修が遅れている状態である。

【自己評価】

両キャンパスともにすべての建物においてバリアフリー対応済みではないが、原則、施設整備計画に基づき、また必要に応じて、障がいを持った学生が入学する都度、その学生の度合いに応じて、手すりやスロープを設置するなどの整備を行っているため、学生の利便性は満たしているものと判断している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【事実の説明】

文化言語学部・現代文化学部ともに、履修者数が過大になっている授業は少なく、おおむね適切な履修者数を維持している。文化言語学部は3、4年生、現代文化学部は1、2年生のみの在籍でカリキュラムが異なるため、選択科目となっている授業等については、履修者が少ない科目も見られる。また、現代文化学部では英語以外の中国語、韓国語においても初級科目について能力別クラス編成を実施している。

生活科学部の授業形態別のクラスサイズは、【表 2-5-3】のとおりである。生活科学部については、原則として講義・実技科目は学年（2クラス）単位、実験・実習科目等は1クラス単位で運営しており、授業の形態に応じて適切に管理されている。また、実験・実習科目においては、専門の担当教員に加えて、助手を配置し、教育効果の向上を図っている。受講者が少ないと見込まれる教養教育科目については、他学科との合同授業を実施して、授業の活性化を図っている。

【表 2-5-3】

		10人以下	11～30人	31人～60人	61人以上	計
教養	講義	10	6	4	7	27
	演習	10	3	9	3	25
	実技	0	0	0	2	2
計		20	9	13	12	54
専門	講義	2	4	0	36	42
	演習	1	0	0	3	4
	実習	0	0	32	0	32
	実験	0	0	4	0	4
計		3	4	36	39	82
合計		23	13	49	51	136

【自己評価】

文化言語学部・現代文化学部ともに、おおむね適切に運営できている。

生活科学部については、教務課と協働して、授業科目ごとに適切なクラス統合や分割処理を行うことで、適切な学生数管理ができていると判断しており、科目によっては、担当教員の補佐として助手を配置した授業を行うことで、多様化する学生へのきめ細やかな教育に努めている。

4. 改善・向上方策（将来計画）

現代文化学部の九品寺キャンパスへの移転に伴い、武蔵ヶ丘キャンパスの図書館分館に所蔵する現代文化学部・文化言語学部関係の図書・雑誌等のうち、引き続き学生及び教員が必要とする資料については、利用状況等を考慮のうえ、令和3(2021)年3月までに九品寺キャンパスの図書館本館に移設する。

図書館については、学生自らが自発的に学修を行う教育環境の充実を図るため、ラーニング・コモンズの整備と充実を継続的に進めていくとともに、専門資料や免許資格等取得のための資料の充実を図る。分館のバリアフリー化については、武蔵ヶ丘キャンパス全体の改修に合わせて段階的に対応することを計画

している。また、新聞記事検索データベースの充実について、平成 30(2018)年度の試行実施の状況を踏まえ、令和 2(2020)年 1 月に「ビジュアル版」への移行を行った。

武蔵ヶ丘キャンパスの校舎については、耐震補強工事は完了したものの、経年劣化による老朽化が進んでいる。そのため、毎年度の予算編成時に、校舎や施設設備の改修・保守管理に要する費用を計画的に計上し、継続的に整備を行うようにしており、近年では、使用頻度の高い講義室や学生の滞在時間の長い学生食堂において照明器具の LED 推進工事を進めており、今後も計画的に実施する予定である。

また、平成 29 (2017) 年度大学機関別認証評価結果において参考意見が付けられた学内バリアフリー化については、施設設備委員会にて改修計画が策定され、今後年次計画にて実施する予定である。

現代文化学部では、授業を行う学生数の管理については、令和 3 年度に完成年度を迎えるにあたって、さらに適切に運営できるようカリキュラムの総合的な点検を行う。

生活科学部では、授業を行う学生数について、時間割の調整や助手の配置を行うことで、適切な授業運営を目的として管理を行い、教育効果の維持を継続する。

5. 事業計画への反映

- ・現代文化学部所在地移転の準備と実施
- ・障がい等特別支援を要する学生に対する環境整備
- ・障がいを有する学生の障がい状況等に応じた適切な支援
- ・図書館資料・情報資源の充実と利用促進
- ・図書館利用環境の改善
- ・現代文化学部移転に伴う図書資料の移動

2-6. 学生の意見・要望への対応

基準	基準 2	学生
基準項目	2-6	学生の意見・要望への対応
担当	教務連絡協議会、学生支援委員会	

1. 評価の視点

評価の視点
①学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
②心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
③学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用</p> <p>【事実の説明】</p> <p>学生からの学修支援に関する意見や要望の把握・分析と検討結果の活用は以下に示す方法で行なっている。</p> <p>(1)「意見箱」を九品寺及び武蔵ヶ丘の両キャンパスに各 2 箇所設置し、学生の投書への回答を各担当部署（学部・学科や課等）に依頼している。回答内容については、学生支援委員会キャンパス部会で検討し、その結果を学生支援委員会に報告している。</p> <p>(2)「学生生活に関する実態調査」を両キャンパスで夏休み前のオリエンテーションの際に実施している。その結果は学生支援委員会で分析するとともに、各担当部署（学部・学科や課等）に対応を依頼して問題の改善に努めている。</p> <p>(3)「卒業時アンケート」を卒業生対象に実施している。その結果は大学企画室で分析し、大学企画委員会で報告するとともに、各担当部署（学部・学科や課等）に対応を依頼して、次年度の事業計画等に織り込むなど問題の改善に努めている。</p> <p>(4)「オフィスアワー」を全教員が設置し、授業に関する学修支援に対応している。また、平成 29（2017）年度後期から「学修支援センター」を設置し、基礎的な科目の学修サポートを実施するとともに、学修相談や履修相談についても対応している。</p> <p>【自己評価】</p> <p>学生からの意見・要望等について、様々な機会を設けてその結果を集約し、全学を挙げてそれらの解決に向けて対応している。「意見箱」「学生生活に関する実態調査」及び「卒業時アンケート」は全学的な学修支援活動の一環として安定して機能しており、現状、運営等に関する課題・問題点は認識していない。「学修支援センター」については、令和元(2019)年度は、九品寺キャンパスで 225 名（前年度 98 名）、武蔵ヶ丘キャンパスで 163 名（前年度 208 名）の学生が利用しており、それぞれ適切な運営が為されていると判断している。特に九品寺キャンパスでは利用者数が前年度と比較して倍以上に増加している。しかしながら、学力に不安を抱える学生数から見ると、学修支援センターを未だ十分に活用できているとは言</p>

難く、特に武蔵ヶ丘キャンパスでの利用者数減少には早急な対策が必要である。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

前期後半に「疲労蓄積度調査」を実施し、臨床心理士や養護教諭によるデータ集計及び検証を行い、その結果を後期はじめに学生に配付することで学生からの心身に関する健康相談への対応としている。また、保健室来室状況及びカウンセリングの利用状況について集計を行い、これを学生の心身の状況に関する指標として、学生支援に活用している。

「学生生活に関する実態調査」を毎年8月に実施し、心身に関する健康相談、経済的支援、学生生活に関する学生の意見・要望等、学生生活全般に関する意見や要望を収集している。得られたデータは、集計し、結果一覧を作成し、各項目について学生が所属する学部学科や事務部へコメントの作成を依頼。その後、各部署から上がってきたコメントについて、各学部学科長や事務部部長の確認を経て、「記述への回答」と「集計結果についてのコメント」として、学生へ公表している。また、この調査結果は、全教職員に周知し、学生からの要望として各学部学科会議で審議する際の材料とし、その要望に適切に対応するとともに、その解決に取り組んでいる。

【自己評価】

全学生を対象とした「疲労蓄積度調査」や「学生生活に関する実態調査」の実施により、学生の心身の状況の把握や学生生活全般に関する学生の意見や要望の把握を行い、問題点の抽出を図っている。そこで抽出された問題点に関して、関係各部署が速やかに的確に機能することにより、適切な対応がなされているものと判断している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【事実の説明】

学修環境に関する学生からの直接の意見や要望を汲みあげるシステムとして、「意見箱」を両キャンパス学生ホールに設置している。投書された意見については、それぞれの学生支援委員会キャンパス部会で対応を検討し、学生支援委員会に報告し、その結果は、掲示板にて学生に公表している。その他の意見や要望については、随時学生支援課で対応している。

【自己評価】

学修環境に関する意見や要望については「意見箱」の設置を通して、適切な対応がなされているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

なし。

5. 事業計画への反映

なし。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

基準	基準 3	教育課程
基準項目	3-1	単位認定、卒業認定、修了認定
担当	教務連絡協議会、現代文化学部・文化言語学部教務委員会、生活科学部教務委員会	

1. 評価の視点及び自己評価の留意点

評価の視点
① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知
② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知
③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知</p> <p>【事実の説明】</p> <p>学園の建学の精神及び教育理念、学部の教育目的に基づき、ディプロマ・ポリシーを策定し、公表している。各学部のディプロマ・ポリシーは以下のとおりである。</p> <p><文化言語学部のディプロマ・ポリシー></p> <p>文化言語学部は、建学の精神のもと、教育研究の目的に則り、コース別に以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に卒業を認定し、「学士（文学）」の学位を授与します。</p> <p>【日本語日本文学コース】</p> <p>(1) 日本文学、日本文化、書道文化、日本語・日本語教育に関する幅広い知識を身につけ、多文化共生が進む地域社会に貢献できる。</p> <p>(2) 日本文学、日本文化、書道文化、日本語・日本語教育に関する専門的な学修を踏まえて、課題を発見し、解決できる。</p> <p>(3) 演習や卒業論文執筆を通して、課題解決能力と高度な日本語コミュニケーション力を身につけ、広く社会に貢献できる。</p> <p>【現代コミュニケーションコース】</p> <p>(1) 幅広い教養とグローバル社会に対応できる日本・諸外国の社会・文化・歴史等に関する専門的知識を有し、コミュニケーション力と人間力豊かなリーダーシップを発揮して社会に貢献できる。</p> <p>(2) 地域や国際社会の抱える諸問題を発見し、グローバル・グローバル・ローカルな視点で的確に分析して解決する方法を提案し、問題解決に参画できる。</p> <p>(3) 外国語（英語・中国語・韓国語）の高度な運用能力を備え、それぞれの言語圏に関する研究と国際交流を通じて幅広い異文化理解力を身につけ、国際的視野に立って活躍できる。</p> <p><現代文化学部のディプロマ・ポリシー></p> <p>現代文化学部は、建学の精神のもと、教育研究の目的に則り、以下の能力を身につけ、所定の単位を修</p>

得した学生に卒業を認定し、「学士（文学）」の学位を授与します。

- (1) 日本語および外国語の運用力に基づく、高度なコミュニケーション力を修得している。
- (2) 伝統的および現代的な日本文化に関する深い知識に基づき、古代から現代に至る日本文化を調査・分析する能力を修得している。
- (3) 高度情報化とグローバル化が進行した日本の地域社会・地域文化、および東アジアの社会文化に関する幅広い知見に基づき、日本社会・文化に関する諸問題を調査・分析する力を修得している。
- (4) 上述の能力を総合的に活用して、ビジネスや行政の場で協働して問題を解決できる。

＜生活科学部のディプロマ・ポリシー＞

生活科学部は、建学の精神のもと、教育研究の目的に則り、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「学士（栄養学）」の学位を授与します。

- (1) 幅広い社会的関心と教養を有するとともに、栄養・食品・医療・教育等に関する先進的な専門的知識を修得している。
- (2) 食に関する知識を基盤とした実践的技能を有するとともに、科学的に情報を分析・活用できる能力と、専門的知識や豊かな人間性に基づく優れたコミュニケーション力を身につけている。
- (3) 専門職としての役割を理解し、社会的責任感と倫理観を備え、自主的自律的に研鑽に努めつつ社会に貢献しようとする態度を備えている。
- (4) 積み上げてきた体系的知識・技能及び最新の知見を総合的に捉え、保健・医療・福祉・教育・行政等の専門分野の課題に対して的確な考察・判断を行う能力をもち、専門職業人として他職種との連携のもと、実践に移す能力を身につけている。

各学部のディプロマ・ポリシーは、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーとともに大学ホームページ及び学生便覧に掲載して周知している。

令和元(2019)年度生活科学部では、修得する科目類の配置を整理し、また文言を見直したことにより、ディプロマ・ポリシーを以下のとおり改正している。

生活科学部は、建学の精神のもと、教育研究の目的に則り、以下の能力を身につけ、所定の単位を修得した学生に対して卒業を認定し、「学士（栄養学）」の学位を授与します。

- (1) 幅広い社会的関心と教養を有するとともに、豊かな人間性に基づく優れたコミュニケーション力を身につけている。
- (2) 食に関する専門的知識を基盤とした実践的技能を有するとともに、科学的に情報を分析・活用できる能力を身につけている。
- (3) 栄養・食品・医療・教育等に関する先進的な専門的知識を修得し、専門職としての役割を理解し、社会的責任感と倫理観を備え、自主的自律的に研鑽に努めつつ社会に貢献しようとする態度を備えている。
- (4) 積み上げてきた体系的知識・技能及び最新の知見を総合的に捉え、保健・医療・福祉・食品・教育・行政等の専門分野の課題に対して的確な考察・判断を行う能力をもち、専門職として他職種との連携のもと、実践に移す能力を身につけている。

この改正されたディプロマ・ポリシーは令和 2(2020)年度入学生から適用され、学生便覧に掲載されている。

【自己評価】

ディプロマ・ポリシーについては、教育目的を踏まえた策定が行われ、大学ホームページ及び学生便覧への掲載等により適切に周知が行われているものと判断している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【事実の説明】

単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準については、学則及び各学部の履修規程で詳細に定め、学生便覧に明示しており、さらに令和元(2019)年度には、単位・卒業の認定に関する方針について検討し、明確化している。文化言語学部では、文化言語学部履修規程第6条(卒業要件単位)において卒業認定基準を、また第8条(履修状況)において進級基準を規定しており、現代文化学部では、現代文化学部履修規程第8条(卒業要件)において卒業認定基準を、第11条(進級及び卒業研究着手の要件)において進級基準を規定している。生活科学部では、生活科学部履修規程第4条(卒業資格)で卒業認定基準を、第7条(進級要件)で進級基準を規定している。初年次教育科目「基礎セミナー」及び学期はじめ・学期末のオリエンテーションにおいて、これらの基準について学生への説明を行い、周知を徹底している。

成績評価と連動して、GPA(Grade Point Average)を採用することで、各学生に応じた学修目標達成度の確認ができるようにしている。GPAは、半期ごとに学生に配付する成績通知書に明記し、学生はこの指標を活用し、学修意欲の向上と計画的な履修管理による自主的学修に努めることができる。また、各年次でGPAが3.5以上の成績優秀者については、文化言語学部と現代文化学部では教授会の議を経て履修上限を60単位(通常は45単位)、生活科学部では55単位(通常は49単位)まで許すこととしている。さらに成績優秀者として、卒業式における総代や尚絅学園育英褒賞被表彰者、全国栄養士養成施設協会被表彰者等の選考の資料として活用されている。なお、GPAについては学修目標達成度の指標として活用してきたが、学内の制度として規定化されていなかったため、令和元(2019)年度に規程を制定している。

【自己評価】

単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準については、適切に策定され、周知が行われており、GPAについては学修目標達成度の指標として活用しているものと判断している。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【事実の説明】

単位の計算及び認定については、学則第13条(単位の計算方法)及び学則第24条(試験及び単位の認定)に基づき、厳正に計算し、認定を行っている。単位認定に関わる成績評価基準については、シラバスに評価方法の項目を設け、全ての授業科目で明示しており、かつ、厳格な成績評価(学生の質問・異議申立て)の仕組みを整備している。令和元(2019)年度、現代文化学部及び生活科学部では、教員間及び科目間の成績評価のばらつきをなくすために、成績評価基準の平準化を検討し、策定している。

進級については、各学部の履修規程に基づき、修得単位数の確認を行った上で、教授会の議を経て、厳正な審査を行っている。また、卒業認定にあたっては、目標達成度を示す各科目の成績評価を基に、学則第28条(卒業の認定)及び各学部の履修規程に則り、教授会の議を経て、厳正に実施している。

【自己評価】

単位認定基準、進級基準及び卒業認定基準の運用にあたっては、各授業科目の学修目標達成度や成績評価基準に基づき適正に審査されており、厳正な運用が行われているものと判断している。

4. 改善・向上方策(将来計画)

令和2(2020)年度も引き続き、学則及び関連諸規程に則り、単位認定、進級認定及び卒業認定につき、厳正に運用を行うとともに、各学期オリエンテーション、初年次教育科目「基礎セミナー」、授業ガイダンス等の機会を活用し、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、成績の評価方法・評価基準について学生に十分説明し、それらの根拠の周知徹底を図る。また、教員も自らが出した成績評価に対して、明確な根

拠を提示できる状態にしておく。

5. 事業計画への反映

・学修成果の計測・評価・情報公表への取組み

3-2. 教育課程及び教授方法

基準	基準3	教育課程
基準項目	3-2	教育課程及び教授方法
担当	教務連絡協議会、現代文化学部・文化言語学部教務委員会、生活科学部教務委員会、SD・FD委員会	

1. 評価の視点

評価の視点
①カリキュラム・ポリシーの策定と周知
②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
④教養教育の実施
⑤教授方法の工夫・開発と効果的な実施

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知</p> <p>【事実の説明】</p> <p>本学では、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得させるための教育課程の編成及び実施に関する方針として、カリキュラム・ポリシーを策定して公表している。これらのポリシーは、アドミッション・ポリシーとともに大学ホームページ及び学生便覧に明示されている。また、カリキュラム・ポリシーについて、「カリキュラムマップ」では教育科目の配置との関連性についても明示し、加えて1年次前期必修科目「基礎セミナー」では履修に関する説明とともに学生に周知している。各学部のカリキュラム・ポリシーは以下に示す通りである。</p> <p><文化言語学部のカリキュラム・ポリシー></p> <p>文化言語学部は、学則に掲げる目的に基づき、文化と言語を重視した教育と研究を行い、現代社会に有為な人材の育成を目指して、教養教育と専門教育の連携及び資格取得の科目を系統的に展開できるように、以下のような方針でカリキュラムを編成します。</p> <p>(1) 教養教育科目は、幅広く深い教養を身につけるために、教養基礎・文化・社会・科学・体育・外国語の6つの科目領域を設け、現代の社会人として求められる多様な基礎知識を修得できるカリキュラムを設定します。また、低年次からキャリアデザイン科目を充実させ、学生一人一人が、女性として自らの夢を実現する力を身につけられるようサポートします。</p> <p>(2) 教養教育科目は、主に1、2年次に履修し、より高度な教育内容（教養教育科目、専門教育科目）を段階的に学修できるように設定します。教養科目でも1年次からゼミナール形式の教育を行うことで、大学生としての基礎力やコミュニケーション力を培うとともに、専門教育の学修に必要なアカデミックスキルの修得を目指します。</p> <p>(3) 専門教育科目は、日本語日本文学、現代コミュニケーションの各コースで専門分野について体系的に深く学べるように科目を編成します。各コースの特性や学修目標に応じて、「必修科目」「選択必修科</p>
--

目」「選択科目」の区別を設け、専門学修の成果として、全員が卒業研究に取組むことができるように設定します。

- (4) 専門での学修に加え、教職課程（中学国語・高校国語・高校書道）、司書課程（司書・司書教諭）、日本語教員養成講座を設け、また、秘書士・上級秘書士・情報処理士の資格が取得できる科目を設定し、社会の即戦力となるための力を養います。コース別に以下のようなカリキュラムを編成します。

【日本語日本文学コース】

- (1) 専門の日本語学、日本語文学、漢文学だけでなく、書道をはじめとする日本の伝統・文化を理解する力を身につける科目や、学際的で幅広い視野をもって履修できる科目を設定します。
- (2) 日本語学、日本語文学、漢文学、日本語教育について概論や文学史のような基礎的科目を踏まえたうえで、専門的な科目（講義・講読・演習）への履修を配置します。
- (3) 各講義・演習等を踏まえたうえで、深く学修する分野を選択して「卒業論文」の作成に至る構成となっています。卒業論文指導も毎週の指導に加え、中間発表会（複数回）、卒業論文要旨発表会を行い、後輩にも参考になるような指導を行います。
- (4) 学科の専門教育と連動する形で、教員免許状（中学国語、高校国語、高校書道）を取得する教職課程や、日本語教員養成講座のほか、図書館司書、司書教諭、秘書士、情報処理士といった資格取得のための科目群を設置します。

【現代コミュニケーションコース】

- (1) 実践的なコミュニケーション力を身につけるために、4つの領域「社会理解」「サービスラーニング」「情報・ビジネス」「日本語・外国語」に重点を置きます。
- (2) 現代の社会や異文化について理解し専門的知識を習得するために「社会理解」領域の科目を配置するとともに、「サービスラーニング」領域の科目で体験型授業を採り入れ、社会における課題を自ら発見し解決に取り組む能力を段階的に培います。
- (3) 「情報・ビジネス」領域の科目では、現代社会に対応できるスキルや専門的知識を修得するばかりでなく、ビジネス実務士や上級秘書士、上級情報処理士などの資格取得に繋がります。
- (4) 社会で求められている日本語表現力を高めるとともに、外国語（英語・中国語・韓国語）の基礎を固め、さらに高度な実践的運用力を修得することを到達目標とし、「日本語・外国語」領域で科目を体系的に配置します。

<現代文化学部のカリキュラム・ポリシー>

現代文化学部は、学則に掲げる目的に基づき、ディプロマ・ポリシーで示す能力を修得させるため、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1) 大学教育への円滑な導入を図る初年次教育として、自主的思考力を涵養し、汎用的技能と専門的知識の修得に必要な基礎学力をつけるための科目を配置します。
- (2) 幅広く教養を培い、豊かな情操や高い倫理観を涵養するために、教養教育科目を配置し、高度な専門的知識・技能を育成するために、専門教育科目を専門導入科目から段階的、系統的に展開します。
- (3) 日本語および外国語の運用力に基づく、高度なコミュニケーション力の修得のために、教養教育科目で日本語運用能力養成領域および多文化コミュニケーション領域と、専門教育科目で実践外国語科目を配置します。
- (4) 日本および東アジアの社会と文化に関する諸問題を様々な角度から調査・分析する能力を修得するために、教養教育科目に調査分析基礎領域、専門教育科目に「文芸文化」「情報メディア文化」「日本・東アジア社会文化」「観光文化」の4領域を配置し、4領域から2つを学ぶ構成とします。
- (5) ビジネスや行政の場で協働して問題が解決できる能力を育成するために、専門教育科目で共通実践科目を配置します。

<生活科学部のカリキュラム・ポリシー>

生活科学部は、学則に掲げる目的に基づき、ディプロマ・ポリシーで示す能力を修得させるため、以下

のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1) 大学教育への円滑な導入を図る初年次教育として、自主的思考力を涵養し、汎用的技能と専門的知識の修得に必要な基礎学力を身につけるための科目を配置します。
- (2) 幅広く深い教養を培い、豊かな情操や高い倫理観を涵養するために、教養教育科目を配置します。
- (3) 管理栄養士に必要な高度な専門的知識・技能を育成するために、専門教育科目（専門基礎分野及び専門分野）を段階的、系統的に展開します。また、適切な態度・倫理観、さらにそれらを背景としたコミュニケーション力を育成するために、実験・実習・演習を体系的に配置します。
- (4) 栄養士・管理栄養士としての創造的思考力・判断力、社会性、協調性を育成するために、専門的知識と技能の統合的・実践的学修の場として、「管理栄養士総合演習」「臨地実習」「卒業研究」を配置します。
- (5) 栄養教諭（一種）が備えるべき教育学的見識と十分な指導・教育力を育成するために、教養教育および専門教育と連動するかたちで、教育職員免許状取得を目指す教職課程を配置します。

令和元(2019)年度生活科学部では、食品衛生監視員（任用資格）、食品衛生管理者（任用資格）及びその他の資格に関する方針を盛り込むとともに、文言の見直しを行い、以下のとおりカリキュラム・ポリシーを変更している。

生活科学部は、学則に掲げる目的に基づき、ディプロマ・ポリシーで示す能力を修得させるため、以下のような方針でカリキュラムを編成します。

- (1) 大学教育への円滑な導入を図る初年次教育として、自主的思考力を涵養し、汎用的技能と専門的知識の修得に必要な基礎学力を身につけるための科目を配置します。
- (2) 幅広く深い教養を培い、豊かな情操や高い倫理観を涵養するために、教養教育科目を配置します。
- (3) 栄養士養成課程及び管理栄養士養成課程として必要な科目を中核とし、管理栄養士に必要な高度な専門的知識・技能を育成するために、専門教育科目（専門基礎分野及び専門分野）を段階的、系統的に展開します。また、適切な態度・倫理観、さらにそれらを背景としたコミュニケーション力を育成するために、実験・実習・演習を体系的に配置します。
- (4) 栄養士・管理栄養士としての創造的思考力・判断力、社会性、協調性を育成するために、専門的知識と技能の統合的・実践的学修の場として、「管理栄養士総合演習」「臨地実習」「卒業研究」を配置します。
- (5) 栄養教諭（一種）が備えるべき教育学的見識と十分な指導・教育力を育成するために、教養教育及び専門教育と連動するかたちで、教育職員免許状取得を目指す教職課程を配置します。
- (6) 食品衛生監視員（任用資格）、食品衛生管理者（任用資格）、その他の資格を取得するための科目を配置します。

このカリキュラム・ポリシーは令和 2(2020)年度入学生から適用され、学生便覧に記載されている。

【自己評価】

何れの学部でも、カリキュラム・ポリシーはそれぞれの教育理念及び教育目的に則り適切に策定されており、教育課程編成・実施の方針として大学ホームページ、学生便覧及びカリキュラムマップ等に掲載されて適切に周知が行われているものと判断している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【事実の説明】

建学の精神及び教育理念に加え、学則に定められている大学の目的（第1条）及び各学部・学科の教育目的（第4条）とも照合し、ディプロマ・ポリシーを改訂した。これに伴い、ディプロマ・ポリシーに掲

げる能力を修得させるための教育課程の編成及び実施に関する方針として、ディプロマ・ポリシーとの整合性に留意して各学部・学科のカリキュラム・ポリシーの改訂・策定を行った。

＜文化言語学部・現代文化学部＞

文化言語学部のカリキュラム・ポリシーについては、教養教育科目、専門教育科目及び資格取得関係科目の方針を定め、ディプロマ・ポリシーの構成に則して、各コース別に策定されている。現代文化学部においても、教養教育科目、専門教育科目（専門導入、共通実践、実践外国語、4 専門領域の各科目）について、ディプロマ・ポリシーに則してそのカリキュラムの構成・方針が定められている。

＜生活科学部＞

生活科学部では、平成 30(2018)年度の全学的な教養教育科目の見直しに伴い、カリキュラム・ポリシーを変更した。さらに翌年の令和元(2019)年度にディプロマ・ポリシーを見直すとともに、カリキュラム・ポリシーにも変更を加えたが、大幅な変更ではなく、ディプロマ・ポリシーとの一貫性についても十分に留意している。

【自己評価】

何れの学部でも、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの間に一貫性を有しており、適切に策定されているものと判断している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【事実の説明】

＜文化言語学部・現代文化学部＞

教育課程の編成にあたっては、大学設置基準第 19 条により「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」こと、さらに「専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ことが求められている。これを受けて、教育課程の編成方針及び教育課程の編成方法について定めた学則第 10 条及び第 11 条並びに各学部のカリキュラム・ポリシーに基づき、教養教育科目を適切に配置するとともに、それと連動する形で専門教育の授業科目を系統的、段階的に編成し、それぞれの教育目的に掲げる人材の育成を行っている。

また、単位制度の実質を保つために、大学設置基準第 27 条の 2 に基づき、各学年において学生が履修科目として登録することができる単位数の上限を設定している。文化言語学部では、履修規程第 7 条において、年間登録単位数の上限を 49 単位と規定している。ただし、資格取得に必要な科目であり、卒業単位に含まれない教職関係科目及び司書課程・司書教諭課程科目については、履修登録上限の対象外としている。

現代文化学部では、十分な学修時間を確保する観点から、履修規程第 6 条において、年間登録単位数の上限を 45 単位と規定している。ただし、資格取得に必要な科目である司書課程科目及び日本語教育に関する科目については、履修登録上限の対象外としている。

教育課程の体系的編成に関して、文化言語学部・現代文化学部においては、以下の取組みを行っている。

(1) カリキュラムマップの作成

カリキュラムについては、教職員と学生の双方が「見える化」されたカリキュラムを共有することで、学士課程教育全体を俯瞰できるように、教務連絡協議会及び文化言語学部教務委員会で検討を行った。平成 27(2015)年度に文化言語学部のカリキュラムマップを作成し、教養教育科目から各コースの専門教育科目への授業科目の関係性の確認などに活用している。

現代文化学部についても、教養教育科目から各領域の専門教育科目に至る授業科目の関係性が視認できるよう、現代文化学部カリキュラムマップを作成し、教養教育科目から専門教育科目（専門導入科目、共通実践科目、実践外国語科目、4 領域の専門科目）に至る授業科目間の関係性の確認などに活用している。なお、令和 2(2020)年度入学者に対して教養教育科目の新規開講を決定したため、カリキュラムマップの

一部改訂を行った。

(2) 現代文化学部履修ガイドの作成と履修指導

現代文化学部においては、平成30(2018)年度より新たなカリキュラムによる教育を行うことから、学生に対する履修指導の徹底が必要となったため、入学から卒業まで一貫した履修指導に使用する資料として『尚綱大学現代文化学部履修ガイド』を作成した。令和元(2019)年度においては、4回のオリエンテーションを始め、個別の履修指導等において活用した。また、本ガイドは毎年度作成しており、令和2(2020)年度も入学者向けに2020年度版を作成した。

<生活科学部>

生活科学部の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目及び教職に関する科目により編成されており、授業は、講義、演習、実験、実習あるいは実技のいずれかの形態により行われている。単位制度の実質を保つために、各学年で登録できる単位数の上限を49単位と規定しているが、令和元(2019)年度には、この上限を超えて55単位まで登録を認める基準を新たに制定している。

上記の科目は、カリキュラム・ポリシーに沿って体系的に編成されており、カリキュラムマップでそれぞれの配置について明示している。教養教育については、高い知性、豊かな情操と高い倫理観を併せ持つ人材の育成を目指し、幅広い教養、視野、判断力及び専門領域に関連した基礎的知識の修得をはじめ、人間性豊かな人格を養うための科目を適切に配置している。専門教育については、栄養士法施行規則別表第4及び管理栄養士学校指定規則別表第1に示された教育内容とそれに定められた履修方法に従って科目の編成を行っている。具体的には、「栄養士免許」「管理栄養士国家試験受験資格」及び「食品衛生監視員・食品衛生管理者資格(任用資格)」、そして令和元(2019)年度に取得可能とした「フードサイエンティスト資格」に関連する科目を中心に、専門教育科目を専門基礎分野と専門分野とに分けて、段階的、系統的に配置している。さらに、「管理栄養士総合演習」「臨地実習」等の科目を配置することで、知識・技能の統合を図り、実践力を身に付けた専門職の育成を目指している。また、教育職員免許状取得課程(教職課程)において、栄養教諭一種免許状の取得に関する科目を配置している。

【自己評価】

何れの学部でも、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成が為されているものと判断している。

3-2-④ 教養教育の実施

【事実の説明】

<文化言語学部・現代文化学部>

令和元(2019)年度より全学共通教養教育科目の「熊本学」と「日本伝統文化入門」を開講した。また、「基礎セミナー」については、全学共通初年次教育テキスト『CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2019』を用いた授業を実施した。さらに、教養教育科目における語学教育の充実を図るため、令和2(2020)年度入学者より「多文化コミュニケーション領域」において、「Fundamentals of English」「総合中国語」「総合韓国語」を、また「文学・歴史領域」において「原書で楽しむ絵本の世界」を新規開講することを決定した。

<生活科学部>

平成30(2018)年度に全学的に教養教育科目を見直したことに伴い、生活科学部では令和元(2019)年度入学生の教養教育のカリキュラムを全学開講科目と学部学科開講科目に分けるとともに、「教養基礎」「多文化コミュニケーション/外国語」「人間と文化」「社会と人間」そして「自然と生命」の5領域に変更した。また、新規開講科目を設け、科目の名称変更や統廃合も行っている。

令和元(2019)年度には、この新しいカリキュラムでの教養教育が開始され、1年次には「日本伝統文化入門」や「熊本学」等を新規開講し、「経済学」や「世界の文学」等の受講者が比較的少ない見込みの教養

教育科目については、短期大学部も含めた他学科との合同で授業を行った。旧カリキュラムの「文章表現」はこれまで1クラスで実施してきたが、名称変更した「日本語表現I」では2クラスに分けて教育効果を高めることを目指した。1年次前期必修科目「基礎セミナー」においては、前年度同様に自校教育に全学共通テキスト『CAMPUS LIFE GUIDE COMPASS 2019』を使用し、建学の精神や教育の理念等を主題とした授業を実施している。

【自己評価】

何れの学部でも、カリキュラム・ポリシーに基づいた教養教育及びディプロマ・ポリシーを実現するために必要な教養教育の充実化及び適切な実施が為されているものと判断している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

(1) 教授方法の改善を進めるための組織体制

SD・FD委員会及びその下部組織としてFD推進部会を設置し、全学的な組織体制で授業方法の改善に取り組んでいる。その具体的なFD活動として、「授業改善アンケート」「オープンプラス・ウィーク」「FD研修会」を実施している。また、学長主導のもと、大学の教育理念や目標などを整備し、学生・教職員に周知するとともに、授業運営全般についても、全学組織である教務連絡協議会に加え、文化言語学部・現代文化学部及び生活科学部それぞれに教務委員会を設置し、教育の質向上を図るための施策の企画及び実施について継続的に取り組んでいる。

(2) シラバスの工夫

シラバス作成上のガイドラインを教員に周知し、各授業科目の教育目標との整合性の保持と授業方法の改善に役立てている。学生に対しては、各授業科目のシラバスに到達目標を明示することで、学生自らが、その授業で身につけるべき資質・能力を見据えて学修していく方向性を示している。また、教室外学修即ち事前事後学修として行う自習内容、キーワード、評価方法や参考資料についても明記しており、主体的な学びを促すための工夫を継続して行っている。

(3) 履修登録単位数の上限設定

大学設置基準第27条の2に基づき、年間履修登録単位の上限設定、いわゆるキャップ制を導入している（学則第15条）。単位制度の実質を保つために、文化言語学部及び生活科学部では上限を49単位に、現代文化学部では上限を45単位に設定しているが、各学部では、教職に関する科目等を適用外としている。1単位を修得するために必要な学習量及びそれを満たすための予習・復習方法については、学期ごとのオリエンテーションにおいて学生に周知しており、また、シラバスに事前事後学修としてその方法や時間に関する記載を行い、科目ごとに学生への周知徹底を図っている。

(4) カリキュラムマップ

文化言語学部・現代文化学部及び生活科学部でそれぞれのカリキュラムマップを作成し、4年間で学ぶ科目間の関連性及びディプロマ・ポリシーへの繋がりを可視化することで、学生の主体的な学びを促している。

(5) 初年次教育

初年次教育として必修科目「基礎セミナー」を配置し、建学の精神・教育理念をはじめ、現代文化学部及び生活科学部それぞれの学部の目的、卒業時に身につく能力等に関する説明を行いながら、学修の動機付けを行うとともに、大学での学修方法について周知することで、主体的な学びを促す工夫を行なっている。

(6) その他の取組み

文化言語学部・現代文化学部において、一部の授業にサービ斯拉ーニングを導入し、地域活動を通して大学での学びを実践力につなげる工夫を行なっている。

【自己評価】

教授方法の工夫・改善について、「授業改善アンケート」、「オープンクラス・ウィーク」や「FD 研修会」等を通して全学的に取り組んでおり、さらに、「シラバスでの明記」「キャップ制」「カリキュラムマップ」及び初年次教育等を含めた効果的な工夫が行われているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

現代文化学部では、新たな教育課程であることに鑑み、教養教育科目から専門教育科目に至る学修プロセスについて、オリエンテーション及び基礎セミナー等において学生への周知と指導について、引き続ききめ細やかに対応をする。具体的は、学生への指導のために「尚綱大学現代文化学部履修ガイド」を継続して作成し、各学期末のオリエンテーションを実施して学年ごとの履修計画の指導等を行う。また、現代文化学部は令和3（2021）年度に完成年度を迎えるにあたって、さらに適切な運営ができるように現行カリキュラムの総合的な点検を行う。

生活科学部では、建学の精神に基づく教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーを明確に示し、その方針に従って体系的に教育科目を配置しているが、今後も生活科学部教務委員会や教務連絡協議会において、3つのポリシーの整合性や科目の構成等の点検を行う。教養教育科目については、特に新規の授業科目の検証と円滑な開講に取り組む。令和2(2020)年度生活科学部では、学生の多様なニーズに対応するために、新規に管理栄養士養成課程と関連性のあるコースや資格の導入を検討する。

「授業改善アンケート」「オープンクラス・ウィーク」及び「FD 研修会」の実施については、FD 推進部会ワーキンググループが主体となり効果的な実施計画の策定を行う。その他、授業に関する各種調査を継続し、それらの結果を教員にフィードバックすることでさらなる教授方法の工夫・改善につなげていく。また、「授業改善アンケート」については、Webでも対応できるよう、準備を進めていく。

5. 事業計画への反映

- ・生活科学部におけるコース・資格等導入の検討
- ・FD・SD 活動の推進

3-3. 学修成果の点検・評価

基準	基準3	教育課程
基準項目	3-3	学修成果の点検・評価
担当	教務連絡協議会、現代文化学部・文化言語学部教務委員会、生活科学部教務委員会	

1. 評価の視点

評価の視点
①三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

<文化言語学部・現代文化学部>

文化言語学部では、単位認定、進級及び卒業についてそれぞれに判定基準を設けて、学修成果を適切に評価し、文化言語学部が定める学位授与の方針に沿った学修成果を修得した者に対して卒業を認定し、学位を授与している。

現代文化学部では、単位認定、進級及び卒業についてそれぞれ判定基準を設けて、学修成果を適切に評価し、平成30(2018)年度入学生及び令和元(2019)年度入学生に対する単位認定や進級判定を適切に実施している。

学生の学修状況の把握については、クラス担任による面談を実施して成績を確認するとともに、大学生活、学修状況や日常生活等について個別に確認を行っている。

また、学生を対象とした学修状況に関する調査として学生支援委員会が毎年実施している「学生生活に関する実態調査」において、「授業・学習面について」という項目で学修状況に関する調査が行われている。授業・学習面に関する項目への回答について文化言語学部教務委員会及び現代文化学部教務委員会で分析を行っている。

さらに、ジェネリックスキル（社会人として活躍できる能力）を育成するために、教育サービス企業によって開発されたプログラム「PROG(Progress Report on Generic Skills)」を平成27(2015)年度から本格的に導入し、学生のジェネリックスキルをリテラシー（知識を活用し問題を解決する能力）とコンピテンシー（自分を取巻く環境に実践的に対処する能力）の2つの側面から測定する「PROGテスト」を実施している。令和元(2019)年度は4月から5月にかけて全学年が受検している。実施結果については、文化言語学部教務委員会及び現代文化学部教務委員会で分析を行っている。

<生活科学部>

生活科学部では、授業科目のシラバスに到達目標や評価方法を明記しており、定期試験、課題レポート、単元ごとの確認テストや発表等の評価方法を活用することで、学修成果は適切に測定されている。さらにシラバス記載においては、各授業科目での到達目標とディプロマ・ポリシーの関連性の明示に取り組んでいる。ディプロマ・ポリシーに示された到達目標・能力に係る学修成果を把握するために、学修状況に関する各種アンケート調査や資格取得状況分析の方法を用いて点検・評価している。

(1) 各種アンケート調査による点検・評価

「授業改善アンケート」を前期中間期と後期中間期の2回実施しており、その集計結果を通して、教員は各担当科目における学生の学修状況を把握している。このアンケートでは、授業運営方法に関する教員への評価だけでなく、学生の授業に対する取組みの程度や授業理解度を測る質問項目も設定されており、自由記述項目を除くアンケートの集計結果を全専任教員に公開することで、学生の学修状況をより広い範囲で把握し、学修成果を点検・評価している。なお、アンケートの全体の集計結果はホームページでも公開されている。令和元(2019)年度には、FD推進部会と教務連絡協議会が主催となって学生代表者の参画による点検・評価を実施し、学生からの意見を聴取しながら「授業改善アンケート」などの点検・評価を行っている。

8月に実施した「学生生活に関する実態調査」では授業・学習面に関する項目を設定し、学生の学修行動を調査している。その調査集計結果を全教職員で把握し、問題点を抽出して改善につなげる取り組みを継続することで、目標達成に向けた学習意欲の向上及び学習習慣の定着を図っている。さらに生活科学部の必修の専門教育科目に関して「学修行動調査」を実施して、授業改善やカリキュラム配置の見直しに活用するとともに、学生の学修状況の把握に役立てている。

「卒業時アンケート」は、卒業する学生を対象として、学修活動の満足度や学士力がどの程度身についたか、また、就職・進路支援がどの程度役立っているのかを把握し、学修内容や就職・進路支援の検証を行うために実施している。また「卒業生アンケート」では、卒業後数年経過した卒業生を対象として、卒業後の就職状況、在学中の教育・各種支援を振り返っての感想や授業や活動を通して修得した能力の社会での活動度合を調査して、学修成果の点検・評価を行っている。さらには「卒業生の就職先へのアンケート」を実施して学修成果の点検・評価に役立てている。

(2) 就職状況及び免許・資格取得状況に関する点検・評価

就職状況の調査については、就職支援委員によって現状報告が全教員に適宜行われており、状況の把握と就職対策に役立てられている。卒業生の免許・資格の取得については、管理栄養士国家試験合格状況の分析をはじめ、栄養士免許、食品衛生監視員・食品衛生管理者資格、フードサイエンティスト資格、栄養教諭一種免許状の取得状況を全教員で把握することで、学修成果の達成度を点検・評価し、継続的な改善・改革に繋げている。特に管理栄養士国家試験については、その対策に関するアンケートを実施して分析と検討を行っている。

【自己評価】

＜文化言語学部・現代文化学部＞

文化言語学部・現代文化学部では、上述のように学修成果を適切に評価している。加えて、学生への面談やアンケート調査により、学修状況等の教育目的の達成状況に関する点検評価も適切に行っていると判断している。PROG テストを継続的に実施することにより「ジェネリックスキル」に関する学修成果の検証が可能になることから、学生への指導方法向上策や今後の活用方法の検討が必要であり、学生の学修状況の把握については、教職員間での学修状況に関する情報共有のあり方が課題と考える。

＜生活科学部＞

生活科学部では、学修の達成状況・満足度に関する学生からの意見聴取、卒業生や卒業生の就職先からの意見聴取、管理栄養士国家試験合格状況及び卒業後の進路状況実績等によって、学修成果の点検・把握ができていると判断している。

以上より、何れの学部でも三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用は、一部課題を残してはいるものの、概ね為されていると判断している。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

【3-3】学修成果の点検・評価

大学全体の学習指導等の改善に向けた方策として、毎年度前期中間期・後期中間期に「授業改善アンケート」を実施し、授業に対する学生からの要望の把握を行っている。分析結果については全教員に配布するとともに、担当教員からのコメントや次年度開講に向けての改善点などを明記し、専用サイトを通じて学内に公開されている。

<文化言語学部・現代文化学部>

文化言語学部・現代文化学部では、学生の学修状況について、学科会議での学生の現況確認の際に出席状況や学修が困難である学生への対応等を全教員で共有し、学生指導等の手法でフィードバックしている。

また、「学生生活に関する実態調査」の回答結果を共有し、「3. 授業・学習面について」を中心に学生の履修・学修状況を確認している。

PROG テストの受検結果については、学生には個人別の詳細な報告書によりフィードバックを行うとともに、学生及び教員に対して、PROG テストの開発会社より講師を招いての解説会も実施している。

さらに、令和元（2019）年度より「履修カルテ」を導入し、とくに語学科目について全科目に対する評価および担当教員からのフィードバックのコメント及び語学検定試験に対する学生の語学力に対する評価・アドバイスを伝え、評価結果のフィードバックとよりきめ細かい学修指導とを実施している。

<生活科学部>

生活科学部では、年に2回必修科目（専門教育科目）の理解度調査を行うため、学修行動調査を行っている。1回目は4月に前年後期の授業について、2回目は9月から10月にかけて前期の科目について調査を行っている。調査結果は教授会、学科会議で報告し、今後の授業運営に活かしている。

【自己評価】

<文化言語学部・現代文化学部>

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックについて、文化言語学部・現代文化学部では、授業改善アンケートの実施や学科会議での情報共有等により、適切に機能していると判断している。

<生活科学部>

生活科学部では、教育内容・方法及び学修指導の改善へ向けた教員へのフィードバックとして、「授業改善アンケート」を中心とする授業改善のための組織的な取組みは適切に機能していると判断している。

以上より、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックは、何れの学部においても十分為されていると判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

文化言語学部・現代文化学部では、PROG テストを令和 2(2020)年度も継続して実施する。今後は現代文化学部の学生についても成績の経年変化を計測し、学生に対しては学修の計画や進路決定の参考資料として活用するように指導する。履修カルテによる学修指導も継続して実施し、学修成果の確認等にも積極的に活用する。

生活科学部では、学生の学修状況や意識調査及び管理栄養士国家試験合格状況等に関する各種調査の結果を点検・評価することで、学修成果の把握に継続的に取り組む。また、それらの内容を学部全体にフィードバックし、教育内容・方法と学修指導の改善を継続的に推進する。加えて、学修成果の計測・評価について教務連絡協議会や学科会議等での検討を行う。

5. 事業計画への反映

- ・現代文化学部 1～4 年生の全学生を対象とする PROG テストの継続実施
- ・学修成果の計測・評価・情報公表への取組み

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

基準	基準 4	教員・職員
基準項目	4-1	教学マネジメントの機能性
担当	評議会	

1. 評価の視点

評価の視点
① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【事実の説明】

学則第 4 条の 2 には、学長について次のように定めている。

第 4 条の 2 学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する。

また、本学学則第 56 条、学長、教授等の教職員の配置について、次のように定めている。

（学長、教授その他の職員）

第 56 条 本学に、学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置く。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合は、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

2 本学に前項のほか、副学長、学長補佐、学部長、学科長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 学長補佐は、学長の職務を助ける。

6 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

7 学科長は、学科に関する校務をつかさどる。

8 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、かつ、自らの研究に従事する。（以下略）

令和元(2019)年度は、本学には副学長は置かず、学長補佐 2 名（教育担当、研究担当）を配置している。学長補佐（教育担当）は、現代文化学部、生活科学部及び併設の短期大学部の「全体に係る教育に関する事項を審議及び調整、統括することを目的とする」（尚綱大学・尚綱大学短期大学部教務連絡協議会規程第

2条)と規定された教務連絡協議会の委員長を務め、教務に関する学長の監理業務を補佐している。学長補佐(研究担当)は、尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究推進委員会、尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理委員会の委員(委員長は学長)や部会長を務め、研究に関する学長の監理業務を補佐している。また、学長・学長補佐会議を置き、これに学部長及び学科長も出席させて、学長の教学に関する政策立案に当たり意見を述べるとともに、学長の方針を学部・学科へ伝達する場として活用している。

また、尚綱大学学則第59条第2項及び尚綱大学短期大学部学則第62条第2項に基づき、尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会(以下、「評議会」という。)を設置し、尚綱大学・尚綱大学短期大学部評議会規程に、審議事項を次のように定めている。

第3条 評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部の教育・研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する事項
- (2) 学則その他重要な規則の制定又は廃止に関する事項
- (3) 学部、学科その他重要な組織の設置又は廃止及び定員に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部の教育課程の編成に関する事項
- (6) 尚綱大学及び尚綱大学短期大学部の入学、卒業その他在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (7) その他尚綱大学及び尚綱大学短期大学部の教育・研究に関する事項

これに基づき、評議会は本学及び併設の短期大学部の運営に関する基本的事項及び重要事項を審議している。学長は、評議会の議長を務め、その審議を経て大学の運営に関する最終的な決定を行っている。評議会の運営に当たっては、協議事項、報告連絡事項の選定をみずから行っている。

なお、本学は学則第62条に「本学に、必要に応じて委員会及び部会を置く。」と定め、各種の委員会及び部会を置いている。このうち、大学企画委員会、SD・FD委員会、自己点検・評価委員会、入試委員会、研究推進委員会、研究倫理委員会等の主要委員会については、学長が委員長を務め、大学としての意思決定に当たり、教職員の意見を聴取するとともに、学長がリーダーシップを発揮しうる体制を整備し、運営に務めている。

【自己評価】

大学が意思決定を行う上で、学長を補佐し、大学運営の基本的事項及び重要事項に関して全学的な観点から教職員の意見を聴取し審議する体制を整備するとともに、学長が適切にリーダーシップを発揮する体制が確立され、運営されているものと判断している。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

本学学則第4条に、「学長は、本学の校務全般について、最終的な決定権限を有する」と規定され、大学の意思決定に関する権限が明確になっている。

学長は、大学としての意思決定を行うに当たり、評議会を設置し、運営の基本的事項及び全学的な重要事項に関する審議及び学内の調整を行っている。また、大学企画委員会、SD・FD委員会、自己点検・評価委員会、入試委員会、研究推進委員会、研究倫理委員会、学生支援委員会、就職委員会等の委員会及び教務連絡協議会等を設置し、委員会及び協議会には必要に応じて部会を置き、全学的に意見を聴取して審議し、実施に移す体制を整備している。各種委員会の委員は、教員だけでなく職員も委員を務め、教職協働の体制が確立している。

【4-1】 教学マネジメントの機能性

学長はこれらのうち主要委員会の委員長を務め、教務連絡協議会及びグローバル化推進委員会等には委員として出席し、意見を述べることができる。各種委員会において審議された事項のうち必要なものについては、教授会または評議会でも審議または報告が行われ、教育・研究、学生支援、地域連携に関する課題が全学的に共有され、管理されている。

学則第 61 条、第 62 条に次のように教授会及び委員会の設置に定めている。

(教授会)

第 61 条 本学の学部教授会を置く。

2 教授会に関する規程は、別に定める。

(委員会及び部会)

第 62 条 本学に、必要に応じて委員会及び部会を置く。

2 委員会及び部会に関する規程は、別に定める。

学則第 61 条に基づき、尚綱大学文化言語学部・現代文化学部教授会規程及び尚綱大学生生活科学部教授会規程を制定し、それぞれ審議事項について次のように規定している。

(審議事項)

第 3 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

- (1) 入学及び卒業に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項
- (3) 学則及び規程に関する事項
- (4) 教育課程の編成に関する事項
- (5) 退学、転学、留学、休学、復学及び除籍等に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 教員の人事に関する事項
- (8) 評議会から審議を附託された事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 試験に関する事項
- (2) 免許・資格の取得に関する事項
- (3) 校務分掌に関する事項
- (4) 教育研究上必要と認める事項
- (5) その他教授会において必要と認める事項

これに基づき、各学部は学長が大学運営に関して決定を行うに当たり、意見を述べるものとされている。教授会は専任の教授を持って構成されることとなっている。また、学則等に規定されていないが、各学部で学科会議が開催され、すべての教員が出席している。教授会での審議に先立ち、学科会議で意見を聴取し、あるいは教授会での審議結果が学科会議に報告されて、全教員が大学の運営に参画する体制が整備されている。

文化言語学部文化言語学科及び現代文化学部文化コミュニケーション学科、生活科学部栄養科学科には学部長及び学科長を置いて、管理運営に当たっている。両学部とも学部長は学科長を兼務し、学部の教授会の議長となり、学科長として学科会議を主催している。

【自己評価】

学長が大学としての意思決定を行うに当たり、評議会、教授会、各種委員会及び部会が設置され、学部固有の課題、専門的な課題について審議し運営される体制が整備され、学長、学部長（学科長）、教授及びその他の教職員の役割と権限が明瞭に規定され、適切な教学マネジメント体制が整備されているものと判断している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性**【事実の説明】**

尚綱学園事務組織規程に、大学及び併設の短期大学部に大学事務局を置くことが定められている。

（事務組織の原則）

第 2 条 法人及び学校の事務を円滑に運営するために、法人に学園事務局を置き、尚綱大学、尚綱大学短期大学部（以下「大学」という。）に大学事務局を、尚綱高等学校（以下「高等学校」という。）及び尚綱中学校（以下「中学校」という。）並びに尚綱大学短期大学部附属こども園（以下「こども園」という。）に事務室を置く。

また、大学の事務の統括に関して次のように定めている。

第 22 条 大学事務局に大学事務局長を置く。

2 大学事務局長は、学長の統括の下に大学事務局の事務を統括する。

（部長）

第 23 条 部に部長を置く。

2 部長は、部の事務を統括する。

本学には九品寺キャンパス、武蔵ヶ丘キャンパスの 2 つのキャンパスがあり、それぞれに事務部を置いている。各事務部には、庶務会計課、教務課、学生支援課、就職課、入試課を置き、それぞれ課長と課員を配置している。尚綱学園事務組織規程に次のように定めている。

（大学事務局キャンパス事務部）

第 8 条 九品寺キャンパス事務部及び武蔵ヶ丘キャンパス事務部に次の各号の課及び室を置く。

(1) 庶務会計課

(2) 教務課

(3) 学生支援課

(4) 就職課

(5) 入試課

2 九品寺キャンパス事務部は、生活科学部、総合生活学科及び食物栄養学科に関する事務を行う。

3 武蔵ヶ丘キャンパス事務部は、現代文化学部、文化言語学部及び幼児教育学科に関する事務を行う。

本規程の第 9 条～第 16 条に各課の事務分掌が定められている。

なお、本学には学部学科のほかに、入試センター、学修支援センター、就職・進路支援センター、グローバル化推進センター、大学企画室、尚綱地域連携推進センター、尚綱子育て研究センター、尚綱食育研究センター、尚綱ボランティア支援センターを置いている。

事務分掌については、尚綱学園事務組織規程に定められている。

【4-1】 教学マネジメントの機能性

第 10 条 学修支援センターの事務は、教務課で処理する。

第 13 条 就職・進路支援センターの事務は就職課で処理する。

第 14 条 大学事務局に入試センター事務室を置き、それぞれの事務部に入試課を置く。入試センター事務室の事務は入試課で処理する。

第 15 条 グローバル化推進センター事務室は、次の各号の事務を分掌する。(以下略)

第 16 条 大学企画室は、次の各号の事務を分掌する。(以下略)

その他のセンターの事務については、尚絅地域連携推進センターが武蔵ヶ丘キャンパス事務部教務課、尚絅子育て研究センターが武蔵ヶ丘キャンパス事務部庶務会計課、尚絅食育研究センターが九品寺キャンパス事務部庶務会計課、尚絅ボランティア支援センターが九品寺キャンパス事務部学生支援課と、それぞれのセンターの運営委員会規程に定められている。

これらの事務を各キャンパス事務部長がキャンパスごとに管理し、大学事務局長が学長の統括のもとに大学事務局の事務を統括している。

【自己評価】

教学に関する事務組織は整備され、部署ごとに職員が配置され、それぞれの部署の職務分掌は明瞭であり、これを管理・統括する体制は確立しており、職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントは機能しているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

なし

5. 事業計画への反映

なし

4-2. 教員の配置・職能開発等

基準	基準4	教員・職員
基準項目	4-2	教員の配置・職能開発等
担当	評議会、SD・FD委員会、大学企画室	

1. 評価の視点

評価の視点
①教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
②FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置								
【事実の説明】								
1) 教員の配置								
令和2(2020)年5月1日現在の専任教員数については、【表4-2-1】に示すとおりであり、大学設置基準で定める必要専任教員数及び必要専任教授数を満たしている。								
生活科学部では、栄養士法で定める管理栄養士養成施設としての必要専任教員数及び必要専任教授数についても、満たしている。さらに、栄養教諭一種免許状の教職課程についても、教職課程認定基準に定める必要専任教員数を満たしている。								
専任教員の配置については採用時に担当科目に関する教育研究能力について十分に審査し、保有する学位及び専門性と学部が必要とする人材との適合性を考慮している。専任教員の年齢構成については、【表4-2-2】に示すとおり、生活科学部における60歳以上69歳以下の専任教員の割合が50%と高めではあるものの、概ねバランスの取れた構成になっている。								
教職課程については、文化言語学部において中学校教諭一種免許状（国語）、高等学校教諭一種免許状（国語・書道）の教職課程を、生活科学部において栄養教諭一種免許状の教職課程を有するが、平成30(2018)年4月に文化言語学部が現代文化学部へ改組され、教職課程がなくなることから、平成30(2018)年4月採用の教職課程の新任教員は生活科学部に配属されている。								
【表4-2-1】 専任教員数（令和2年5月1日現在）								
学部	専任教員数					助手	設置基準上必要専任教員数	設置基準上必要専任教授数
	教授	准教授	講師	助教	合計			
現代文化学部	9	6	2	1	18	0	8	4
生活科学部	6	6	2	2	16	7	10	5
大学全体の収容定員に応じて定める専任教員数							10	5
合計	15	12	4	3	34	7	28	14

【表 4-2-2】専任教員の年齢構成表（令和 2 年 5 月 1 日現在）

学 部	職 位	70 歳 以上	60 歳～ 69 歳	50 歳～ 59 歳	40 歳～ 49 歳	30 歳～ 39 歳	29 歳 以下	合 計
現代文化学部	教授	0	4	3	2	0	0	9
	准教授	0	0	0	6	0	0	6
	講師	0	0	1	1	0	0	2
	助教	0	0	0	0	1	0	1
合 計		0	4	4	9	1	0	18
比 率		0.0%	22.2	22.2%	50.0%	5.6%	0.0%	100.0%

学 部	職 位	70 歳 以上	60 歳～ 69 歳	50 歳～ 59 歳	40 歳～ 49 歳	30 歳～ 39 歳	29 歳 以下	合 計
生活科学部	教授	0	5	0	1	0	0	6
	准教授	0	2	1	3	0	0	6
	講師	0	1	0	1	0	0	2
	助教	0	0	0	1	1	0	2
合 計		0	8	1	6	1	0	16
比 率		0.0%	50.0%	6.25%	37.5%	6.25%	0.0%	100.0%

2) 教員採用・昇任等による教員の確保

教員の採用・昇任については、規定が整備されており、「尚綱大学教員採用選考規程」及び「尚綱大学教員昇任選考規程」に基づき行われている。採用にあたっては、これらの教授、准教授、講師、助教の資格要件を有すると認められる者のうちから、教授会及び評議会の議を経て学長が選考し、理事長が採用を決定する。

被評価者に対する公正・公平な評価を実施するため、年度ごとに評価者訓練を実施し、評価の観点・方法・基準について統一を図っている。評価の方法は、まず「大学教員自己評価票」により教員が自らの教育・研究・管理運営・社会的活動等について資料に基づき自己評価を行い、これを学部長が評価し、学部長の評価に基づき学長が最終評価を行う。学長補佐及び学部長については、自己評価に基づき、最終評価者として学長が評価する。昇任にあたっては、これまでの評価を加味し、上述の資格要件を有すると認められる者のうちから、学長が教授会及び評議会の議を経て候補者を選考し、理事長が昇任を決定する。

【自己評価】

教員の確保と配置については、大学設置基準に準拠し、管理栄養士養成施設や栄養教諭教職課程として必要な教員の確保と配置がなされていると判断している。また、教員の採用・昇任及び教員評価のいずれについても、規程が整備され、適切に運用が行われているものと判断している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施【事実の説明】

SD・FD 委員会及びその下部組織である「FD 推進部会」を設置し、全学的な組織体制で教育内容・方法の改善に取り組んでいる。その具体的な FD 活動として、学生による「授業改善アンケート」、「オープンクラス・ウィーク」、「FD 研修会」などを実施している。

「授業改善アンケート」は、前期及び後期の中間期の実施に加え、前期及び後期の終了時期に任意で実施し、それらの結果については、各授業担当教員へフィードバックを行なっている。また、各アンケートの集計結果と、担当教員による分析・評価及び今後の取り組みについては、一定期間、学内 Web にて公表している。今後も実施時期、アンケート項目等の継続的な見直しとともに、全学での「授業改善アンケート」を実施することとしている。

【4-2】教員の配置・職能開発等

教員が相互に授業を参観し授業方法を学び合う目的で、「オープンクラス・ウィーク」を前・後期に公開授業の期間を設けて実施している。参観レポートの各授業担当者へのフィードバックだけでなく、大学企画室作成による報告書の教員への公表によって、他の授業公開者から学ぶべき事項についても周知することができ、教授能力の向上と組織的教育の確立に役立っている。

第1回FD研修会では、「良い授業を創るために～授業の中で工夫していること～」をテーマにした専任教員2人による発表とグループ・ディスカッションを実施した。第2回FD研修会では、「より良い授業を行うために～ICT教育の実践～」をテーマに、専任職員による発表及び外部講師による研修を行なった。

【自己評価】

教育内容・方法の改善について、「授業改善アンケート」、「オープンクラス・ウィーク」、「FD研修会」等を通して全学的に取り組んでおり、教育内容・方法の改善の工夫・開発への取り組みが効果的に行われているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

「授業改善アンケート」については、さらなる教育の質向上をはかるために、Web上でのアンケートの実施に向けて関係課と検討を進める。

生活科学部における専任教員の年齢構成については、60歳以上69歳以下の専任教員の割合が50%と高くなっており、退職者の後任採用時には可能な限り年齢層のバランスを考慮に入れる。

平成29（2017）年度大学機関別認証評価において、参考意見として指摘を受けた「大学設置基準第10条に定める『教育上主要と認める授業科目』」の担当者について、令和元（2019）年度は、現代文化学部では、58科目中48科目（82.8%）について、文化言語学部では30科目中23科目（76.7%）について、生活科学部では、69科目中46科目（66.7%）について専任の教授又は准教授の担当としている。生活科学部において急な教授クラスの退職が生じ、非常勤講師等で対応したため、専任の教授又は准教授が担当する割合が低くなっているが、引き続き、主要授業科目については、専任の教授又は准教授の担当とするよう授業計画の策定を進める。

5. 事業計画への反映

なし。

4-3. 教員の研修

基準	基準 4	教員・職員
基準項目	4-3	教員の研修
担当	SD・FD委員会、大学企画室	

1. 評価の視点

評価の視点	
①	SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み</p> <p>【事実の説明】</p> <p>「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成 28 年文部科学省令第 18 号）が平成 28(2016)年 3 月 31 日に公布され、平成 29(2017)年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、所属する職員に対して大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修(SD)の機会を設けることを義務付けられることとなった。</p> <p>このことを受けて、本学では、平成 30(2018)年 4 月 1 日より従来の FD 評価委員会を SD・FD 委員会及び自己点検・評価委員会に組織変更し、SD・FD 委員会の下部組織として SD 推進部会、FD 推進部会を設置し、各々委員会規程、部会規程を整備した。</p> <p>「SD 推進部会規程」では、(1)SD の実施計画の策定に関すること、(2)大学運営に必要な知識及び技能を身に付け、能力及び資質を向上させるための諸施策の企画及び実施に関すること、(3)その他 SD の推進に必要なことを審議事項とし、年間計画に基づき、学外研修会に取組み、研修会に参加した職員はその成果を自らの職務に活かし、教育研究活動等の支援に繋げている。</p> <p>【自己評価】</p> <p>平成 29(2017)年 4 月「大学設置基準等の一部を改正する省令」施行による SD の義務化に伴い、同年同月より本学の組織体制を見直し、SD・FD 委員会を設置し、かつ同委員会の下部組織として SD 推進部会を設置した。また、SD 推進部会の中で平成 31(2019)年度年間計画（案）が承認され、それに基づき学外研修会への参加及び学内研修会の実施に取組んでおり、このことは、職員の資質・能力向上への取組みに適うものであり、SD の義務化に対応できていると判断している。</p>
--

4. 改善・向上方策（将来計画）

<p>学内研修会はテーマ別研修会と職位別研修会に大別されるが、職位別研修会の開催が少なく、数少ない職位別研修会も全て新入職員向けであったため、令和 2(2020)年度は中間管理職研修会を年間計画に取り入れる。また、テーマ別研修会についてもテーマが偏ることなく、職員の要望を取り入れ、広範囲のテーマを採用する。</p>
--

5. 事業計画への反映

なし。

4-4. 研究支援

基準	基準 4	教員・職員
基準項目	4-4	研究支援
担当	研究推進委員会、研究倫理委員会、九品寺キャンパス庶務会計課、九品寺キャンパス教務課	

1. 評価の視点

評価の視点
①研究環境の整備と適切な運営・管理
②研究倫理の確立と厳正な運用
③研究活動への資源の配分

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理</p> <p>【事実の説明】</p> <p>本学は現代文化学部、文化言語学部及び生活科学部から編成される。現代文化学部と文化言語学部は武蔵ヶ丘キャンパス、生活科学部は九品寺キャンパスに置かれ、助教以上の教員に対しては勤務するそれぞれのキャンパスに個室の研究室を配当している。各研究室には基本的に机、テーブル、椅子、書架、ロッカー、洗面、エアコンが備え付けられ、学外へ通じる固定電話、インターネットに接続されたパソコン、プリンタの他、それぞれの研究活動に必要な機器が整備されている。</p> <p>教員の研究分野の特性に応じて、実験を行う必要のある教員のために実験室あるいは精密機器室を設置している。</p> <p>研究室の管理及び入退室に関しては、基本的に教員各自の自己管理に委ねられている。そのため、教員は勤務時間外であっても研究活動を行うことができる。</p> <p>研究のための資料として、図書、定期刊行物等の資料を購入し、図書館に配架し、研究室への長期貸し出しにも対応している。図書館には司書及び事務職員を配置し、貸し出し・返却の業務に当たるとともに、相互貸借の制度を利用しての館外資料の取り寄せの業務に当たっている。また、直接図書館に赴かなくとも、九品寺キャンパスでは武蔵ヶ丘の分館から、武蔵ヶ丘キャンパスでは九品寺の本館から図書・資料を取り寄せることも行っている。</p> <p>【自己評価】</p> <p>教員の研究活動のために研究環境を整備し、適切に運営と管理が行われているものと判断している。</p> <p>4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用</p> <p>【事実の説明】</p> <p>本学は、併設の短期大学部とともに尚絅大学・尚絅大学短期大学部研究倫理委員会を設置して、研究活動に関する規程類を次のとおり整備している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「尚絅大学・尚絅大学短期大学部における競争的資金等に関する不正防止計画」 ○「尚絅大学及び尚絅大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程」

- 「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的資金等に係る間接経費の取扱要項」
- 「尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程」
- 「コンプライアンス教育実施要領」
- 「責任体系」
- 「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的資金等の取扱要項」
- 「通報窓口」
- 「相談窓口」
- 「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における研究活動の不正行為の防止対策等に関する規程」
- 「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における研究活動の不正行為に係る通報及び調査等に関する規程」
- 「研究活動の不正行為不正使用通報窓口対応者一覧」
- 「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部共同研究規程」
- 「尚綱大学における毒物及び劇物の取扱いに関する規程」
- 「尚綱大学・尚綱大学短期大学部動物実験規程」
- 「尚綱大学・尚綱大学短期大学部遺伝子組換え実験安全管理規程」
- 「尚綱大学・尚綱大学短期大学部生命倫理規程」

「尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理委員会規程」を制定し、その第3条に委員会の審議事項を定め、第1項に「研究倫理に関する啓発及び倫理教育に関すること」を掲げている。また、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程」を制定するとともに、尚綱大学・尚綱大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程第4条にコンプライアンス推進責任者の配置を定め、「不正防止を図るため、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する」こととしている。

これに基づき、「コンプライアンス教育実施要領」及び「研究倫理教育実施要領」を策定し、これらの要領に基づき、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部における競争的資金等に関する不正防止計画」を策定し、コンプライアンス教育、研究倫理教育を定期的実施して、研究倫理委員会で実施状況の確認を行っている。

また、コンプライアンス教育に使用するために「競争的資金等 使用ハンドブック」を作成し、教職員に配布している。

【自己評価】

研究倫理に関する規程類は整備され、「コンプライアンス教育実施要領」「研究倫理教育実施要領」に基づき、競争的資金等に関する防止計画が毎年度策定され、実施状況が確認されていることから、研究倫理は確立し、厳正に運用されているものと判断している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【事実の説明】

「尚綱大学・尚綱大学短期大学部個人研究費規程」に基づき、本学及び併設の短期大学部の専任の教員に対して個人研究費を支給している。個人研究費は、基盤研究費と特別研究費に分かれ、受給者はそれぞれ計画書を作成し学長宛てに提出する。基盤研究費は、規程に則り、令和元(2019)年度は一人当たり年額90,000円を配分した。特別研究費は、申請書を精査の上、理事長と学長との協議により予算の範囲で個々に決定すると規定されており、研究実績に応じて配分額を決定し支給している。具体的には、申請者に一定額を一律に支給するとともに、科研費の申請者に対してその採択・不採択にかかわらず特別加算して支給している。

科研費の申請者に対して特別研究費を加算して支給することによって、教員の研究意欲を高め、研究意欲の高い教員が成果を挙げることのできる研究環境を整備することができている。

【自己評価】

教員に研究活動の基盤となる研究費を配分し、意欲的な教員の活動を支援して科研費等の外部資金の獲

得を促す方策をとるなど、研究推進のための施策が適切に実施され管理されているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

外部資金の獲得を促し、獲得に向けて可能な支援を行い、教員の更なる研究活動を推進するために、研究推進委員会において研究活動への資源の配分についてさらに検討する。

5. 事業計画への反映

- ・外部資金獲得の支援

基準 5.経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

基準	基準 5	経営・管理と財務
基準項目	5-1	経営の規律と誠実性
担当	学園事務局総務課、危機管理委員会、情報システム委員会、ハラスメント委員会、個人情報管理委員会、衛生委員会	

1. 評価の視点

評価の視点
①経営の規律と誠実性の維持
②使命・目的の実現への継続的努力
③環境保全、人権、安全への配慮

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

尚絅学園及びその設置校（以下、「尚絅学園等」という。）の目的は、「学校法人尚絅学園寄附行為」第3条に明確に定めている。また、平成29(2017)年1月に、組織倫理に関する網羅的規範として「学校法人尚絅学園行動規範」（以下、「行動規範」という。）を制定している。この「行動規範」は、尚絅学園等の役員及び全教職員が遵守すべき行動の基準・指針であり、学園ホームページに掲載し公表しているほか、学生・教職員の目につきやすい場所に掲示し広く周知徹底を図っている。加えて、就業規則をはじめ諸規程等においても、適切な組織運営のための諸規則を定め、規程集として各事務部に備え置くほか、随時閲覧が可能なように学内教職員用 Web ページに掲載し、その遵守に努めている。

【自己評価】

学園の寄附行為第3条の目的に定めているほか、「行動規範」の制定、就業規則及び諸規程等で組織倫理・規律に関する諸規則を定め、それぞれ適切に開示しており、経営の規律と誠実性の維持による適切な運営と表明に努めているものと判断している。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

平成25(2013)年度にスタートした期間10年の「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」は、平成27(2015)年、平成29(2017)年、平成31(2019)年に3回の改定を行った。これらの改定は学園を取巻く環境変化や計画の進捗状況を踏まえ実施したものであるが、何より使命・目的の実現のためには、絶えず教育・研究や管理・運営の改革・改善に取り組む必要があることから実施したものである。

改定にあたっては、中高・こども園では運営委員会を経て、大学・短期大学部では各教授会、教務連絡協議会、大学・短期大学部評議会を経て、改定案を立案し、将来計画委員会、常勤理事会での協議検討を

行っただうえで、評議員会へ諮問の後、理事会で決議している。

また「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」は学園広報誌やホームページで学内外に周知するなど、尚綱学園等の公約として明示するとともに、諸施策の実現のため、現状分析を行いながら、優先順位を付け実施している。

【自己評価】

「全学グランドデザイン」の制定、「尚綱学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の制定および3度にわたる改定等、諸計画・諸施策の実行と進捗管理は適切に行われ、使命・目的の実現への継続的的努力を行っているものと判断している。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

環境保全、安全への配慮に関しては、「尚綱学園行動規範」に定めるほか、職員就業規則第8章に安全及び衛生に関する事項を定め、「衛生委員会」を設置している。また、設置校における労働安全衛生に関する法令等及び教職員の保健及び安全保持に関する必要な事項を「安全衛生管理規程」として制定し、職場環境の環境保全・安全対策の改善に努めている。衛生委員会では、毎年度始めに年間の実施計画を立て、産業医出席のもと原則毎月1回定期的に委員会を開催している。主な実施計画は、健康診断やストレスチェック実施、教職員の衛生に関する事項、インフルエンザ対策などの季節に関する事項の点検や改善について協議している。産業医は、毎月1回職場巡視を行うとともに衛生委員会への出席や教職員に対する心のケア、さらにストレスチェックの実施や結果に基づく助言・指導など、教職員の健康管理について幅広く対応している。令和元(2019)年度は、12月2日(月)～12月9日(月)にかけてストレスチェックを行った。学生に対する心のケアについては、養護教諭による「保健だより」等のニュースレターを毎月大学ホームページに掲載しているほか、両キャンパスにそれぞれカウンセラー室を設け、養護教諭及び専門のカウンセラーを配置し対応している。

季節に関する事項としては、本学園が実施する経費節減運動ともあわせて、地球温暖化防止及び省エネルギー対策を促進するために夏はクールビズ、冬はウォームビズによるドレス基準の緩和、冷暖房機の適正温度（「冷房は28℃、暖房は20℃に設定」）の遵守を推進している。

個人情報保護に関しては、「尚綱学園行動規範」において定めているほか、「個人情報保護方針」「尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」「尚綱学園情報システム運用基本方針」「尚綱学園情報システム運用基本規程」等を制定し、情報セキュリティを含めた個人情報保護に関する基本方針を明確にし、教職員・学生・生徒・保護者の啓蒙に努めている。また、マイナンバー制度に対しても規程の整備をはじめ、実効性のある体制を整備し制度対応を図っている。

情報システムに関しては、「尚綱学園ソーシャルメディア利用のガイドライン」「尚綱学園情報システム運用基本方針」「尚綱学園情報システム運用基本規程」等を制定し、情報セキュリティを含めた個人情報保護に関する基本方針を明確にし、教職員・学生・生徒・保護者の啓蒙に努めている。

本学園の様々な危機に対しては、危機管理委員会を設置しているほか、「危機管理規程」「コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）」「アクションプラン」を制定し、危機管理体制を整備している。また、防災・減災の観点から災害用備蓄、施設設備の拡充についても計画的に取り組んでいることに加え、緊急時連絡態勢として、学生へは教務システムの充実を図るほか、教職員へは「安心・安全メール」を導入し適切に機能している。防災面については、法令に従い消防設備等点検を行い、火災避難訓練を少なくとも年1回行っているほか、全学の学生・生徒・園児・教職員参加による地震を想定した避難訓練やシェイクアウト訓練も実施している。防犯面については、教職員の顔写真登録による守衛室での認証の徹底等により対策を講じている。

また、令和2(2020)年3月に九品寺キャンパス20台、武蔵ヶ丘キャンパス18台の防犯カメラを設置し、

更なる防犯面の強化を図った。

人権への配慮に関しては、「学校法人尚絅学園行動規範」において、人権・人格の尊重に関する基本方針を明示しているほか、「尚絅学園ハラスメント等防止規程」「尚絅学園ハラスメント防止ガイドライン」を制定している。また、ハラスメント委員会委員長の指名に基づき、年度当初に両キャンパスにハラスメント相談員を配置し、フロー図も含めてホームページやパンフレットで学内に周知している。学生に対しては、新入学時のオリエンテーションにおいてハラスメント等に関する説明を行っている。令和元(2019)年度は、ハラスメント事案に適宜・適切に対処したほか、SD 研修の一環として、全教職員を対象とした学外講師によるハラスメント研修会を開催した。

【自己評価】

環境保全、安全への配慮は、衛生委員会、情報システム委員会等の活動を通して、適切に行われているものと判断している。

個人情報保護に関しては、基本方針の明確化と合わせて規程等の整備も進んでおり、個人情報管理委員会等の活動を通して、適切に行われているものと判断している。

危機管理、環境保全、安全への配慮は、危機管理委員会等の活動を通して、適切に行われているものと判断している。

人権への配慮に関しては、ハラスメント委員会、SD 研修会、組織体制等を通して、適切に行われているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

計画・施策等の進捗管理を徹底し、その精査・検証を行いつつ、必要に応じて改正・修正を行うなど、PDCA サイクルを有効に働かせる。

ストレスチェック制度に関しては、教職員の心のケアの強化とともに、必要に応じて就業上の措置を行うことや、ストレスチェックの結果を職場ごとに集団分析し効果的な対策を講じるなど、全体を評価・検討し改善を図る。年度後半に発生した新型コロナウイルス感染症に対する施策として、衛生管理面での掲示を行ったが、終息状況に到っていない状況に鑑み、これまでの施策の評価・検証と合わせ安全・安心な学修環境の改善に努めることとしている。

情報システムについては、運用に関する基本方針や関連規程等は整備されているが、教職員に対する周知徹底という面においては不十分であるため、教職員への研修会を開くほか、年度講習計画を作成して、継続的向上に努めることとしている。

危機管理対策については、危機管理態勢の検証・見直しと合わせて、機動的な運用を可能とするための全学的な浸透と共有化を図る。また、防犯・防災計画の立案と必要な備品等の備蓄に加え、熊本地震時の総括も参考に、近隣自治体や地区・校区との連携・協力体制の確立に努める。更にリーフレットや大学ホームページ等を活用した災害に対する意識向上や啓発活動を促進する。

ハラスメント等、人権・人格への配慮については、組織体制も含め常に周知徹底し、未然防止を第一義に、全教職員・全学生・生徒等への啓蒙・啓発に努める。

5. 事業計画への反映

なし。

5-2. 理事会の機能

基準	基準 5	経営・管理と財務
基準項目	5-2	理事会の機能
担当	学園事務局総務課	

1. 評価の視点

評価の視点
①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性							
【事実の説明】							
学校法人の最高意思決定機関として位置付けている理事会は、3月、5月、7月、10月、12月の定時開催のほか、必要に応じ臨時に開催している。審議事項は寄附行為第17条の業務決定の特例及び同43条に基づく「尚綱学園理事会付議事項に関する規程」で定めている。理事の選任は、寄附行為第7条の規定に基づき適切に行われており、理事会欠席時の対応については、平成27(2015)年度より、事前配布の議案等に対し書面で議決権を行使する「議決権行使書」に変更している。							
令和元(2019)年度は理事会を5回開催し重要事項の審議決定を行った。理事会の開催状況及び出席状況は以下のとおりである。【表5-2-1】							
区分	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況(名/名)
	定員	現員(a)		出席者数(b)	出席率(b/a)	うち意思表示者数	
理事会	7~9人	9人	令和元(2019)年5月28日	9人	100%	2人	2/2
	7~9人	9人	令和元(2019)年7月16日	9人	100%	0人	1/2
	7~9人	9人	令和元(2019)年10月21日	9人	100%	2人	1/2
	7~9人	9人	令和元(2019)年12月16日	9人	100%	0人	1/2
	7~9人	8人	令和2(2020)年3月23日	8人	100%	0人	2/2
また、機動的な意思決定のための仕組みとして、尚綱学園の常勤理事及び学園事務局長・大学事務局長・学園事務局総務部長で構成される常勤理事会を設置し、「尚綱学園常勤理事会規程」第2条の目的に、学園の業務の円滑な運営を図るために、業務に関する重要な事項について報告、協議すると定め、原則隔週1回の開催を原則とし、令和元(2019)年度は、27回開催している。							
【自己評価】							
理事会、評議員会に加えて、原則隔週毎に開催される常勤理事会が経営及び教学の重要課題や懸案事項							

【5-2】理事会の機能

について迅速かつ適宜適切に協議する体制となっている。さらに、理事会・評議員会での決議事項は、大学・短期大学部においては大学・短期大学部評議会、教授会等で、常勤理事会の決定事項は、学長・学長補佐会議等のほか、特に事務関連事項については事務部門会議等で報告・指示され、可及的速やかに実施に移すなど、機動性を持った戦略的組織運営が有効に機能しているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

理事会を最高意思決定機関とし、より戦略的・機動的な意思決定を行うための常勤理事会を始めとする組織体制も整備され、それぞれの有効性・機動性は担保されている。一方、私立学校経営を巡る環境変化や社会の要求に応えるための自主的な改革の必要性が増してきていることから、ガバナンス改革を一層進めるうえでの自主基準であるガバナンス・コードの策定の必要性を認識している。

平成 29 年度大学機関別認証評価結果において参考意見として指摘された理事の出席状況については、理事全員が出席できるよう日程調整を行い出席率は改善されており、引き続き日程調整に取り組む。

5. 事業計画への反映

・自主行動基準であるガバナンス・コードの策定

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

基準	基準5	経営・管理と財務
基準項目	5-3	管理運営の円滑化と相互チェック
担当	学園事務局総務課	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点
①法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化
②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化</p> <p>【事実の説明】</p> <p>学校法人の最高意思決定機関である理事会の決定事項は、理事会終了後の直近の大学・短期大学部評議会にて報告され、理事以外の教職員にも適宜適切に周知されている。</p> <p>法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を保つ仕組みとして、原則隔週開催の常勤理事会が管理部門と教学部門の迅速かつ機動的な意思決定を司る体制として機能しているほか、法人及び大学の所管事務に関しては、事務部門会議を設置し、事務部門相互の連携強化を図っている。大学においては、毎月開催の大学・短期大学部評議会、教授会、学科会議のほか、原則隔週開催の学長・学長補佐・学科長会議を設置し、本学の教育・研究・学生支援等に係る業務運営に関する重要事項、法人及び各学校間の連絡調整が必要な重要事項について報告・協議している。なお、令和元(2019)年度は、常勤理事会を27回、事務部門会議を24回、学長・学長補佐・学科長会議を23回（臨時2回含む）開催している。更に、管理運営機関及び各部門の連携強化が必要な各種委員会等には、法人部門の学園事務局長がメンバーとして参画している。</p> <p>また、年初に開催する本学園の全役員・教職員参加の年頭交流会においては、理事長がその年の基本方針である年頭所感を表明するとともに、役員・教職員のコミュニケーションを深める場として活用している。なお、理事長の年頭所感は、学内ネットワークの学内掲示板に掲示し周知徹底している。更に、教職員全体のコミュニケーション円滑化のための親睦組織として「なごみ会」があり、キャンパスを跨ぎ年数回の会合を通じて交流を深めている。</p> <p>【自己評価】</p> <p>理事会、常勤理事会、事務部門会議、大学・短期大学部評議会、教授会、学長・学長補佐・学科長会議、それぞれが有効かつ有機的に機能しており、各部門間のコミュニケーションの確保と同時に円滑な意思決定によるガバナンスが行われているものと判断している。</p> <p>5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性</p> <p>【事実の説明】</p> <p>法人部門においては、学校法人の最高意思決定機関は合議制である理事会であり、理事長、常務理事、</p>

【5-3】管理運営の円滑化と相互チェック

学長、校長の計4名の学内常勤理事と5名の学外非常勤理事で構成されており、教学部門の長である学長、校長は理事として経営に参画している。理事会は最終的な意思決定と共に、理事の職務の執行を監督している。また、理事会の諮問機関としての評議員会は、寄附行為第22条の規定に従って選任された職員や卒業生・保護者・学識経験者を構成メンバーに、理事の定数の2倍を超える定数で構成され、寄附行為に定められた事項について、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととなっている。さらに、寄附行為第8条の規定に従い、評議員会の同意の下、理事・職員・評議員以外から理事長が選任する監事を2名設置している。2名の監事はそれぞれ、金融機関の監査役経験者及び弁護士であり、財務・経理及び司法に見識が高く、就任後、文部科学省主催の研修会に参加するなど研鑽を積み、学校法人の業務、財務状況等の監査を行っている。令和元(2019)年度に開催された評議員会の開催状況及び出席状況は、【表5-3-1】のとおりである。

【表5-3-1】令和元(2019)年度評議員会開催状況及び出席状況

評議員会	開催日現在の状況		開催年月日	出席者数等			監事の出席状況(名/名)
	定員	現員(a)		出席者数(b)	出席率(b/a)	うち意思表示者数	
第1回	18～21人	20人	令和元(2019)年5月28日	20人	100%	4人	2/2
第2回	18～21人	20人	令和元(2019)年7月16日	20人	100%	2人	1/2
第3回	18～21人	20人	令和元(2019)年10月21日	20人	100%	1人	1/2
第4回	18～21人	20人	令和元(2019)年12月16日	19人	95%	2人	1/2
第5回	18～21人	19人	令和2(2020)年3月23日	18人	94.7%	0人	2/2

教学部門では、大学・短期大学部評議員会を設置し、教学に関する予算、組織、規則、人事、教育課程、学生の在籍方針や学位授与方針等を審議しているが、法人部門から常務理事・学園事務局長もメンバーとして加わり、相互チェックによるガバナンス機能の有効性を担保している。

更に、常勤理事会、事務部門会議、教授会、各委員会等、それぞれの管理運営機関には、法人及び教学部門からも参画し相互チェック体制を採っている。

また、独立性の立場から、監事による業務監査及び会計監査、監査法人による会計監査のほかに、監事と監査法人とのミーティング、監事と監査法人それぞれによる理事長・常務理事とのディスカッションも定期的に行われている。さらに、三様監査体制として理事長直轄の内部監査室を設置し、各管理運営機関が規定に則って業務執行されているか検証し、業務改善につなげている。

【自己評価】

法人及び大学の各管理運営機関については、理事会、評議員会、監事、監査法人、内部監査室、大学・短期大学部評議員会、教授会、各委員会のほか、常勤理事会・事務部門会議においても相互チェックがなされ、ガバナンス体制がそれぞれ有効かつ機動的に機能しているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

理事会・評議員会は、そのメンバーが現役で活躍されている方や地域社会のリーダー的立場の人も含まれており多忙であることから、日程調整に苦慮することも多いが、定例の理事会・評議員会については、次年度の年間開催予定を前年度末に通知するなど、各理事・評議員の出席率の向上を図っている。

平成 29（2017）年度大学機関別認証評価結果において改善を要する点として指摘を受けた理事会・評議員会議事録等については、議案・資料を含めて袋とじし、録音の文字起こしに加え、事務局の相互チェックにより厳格に対応しているが、記載及び保管についても引き続き厳格に対処する。

経営力の強化、ガバナンス改革を一層進める上からも、理事・監事の責任と権限の明確化や監事機能、評議員会機能の更なる充実が求められていると認識している。

5. 事業計画への反映

- ・ 役員 の 責任 と 権 限 の 明 確 化 及 び 監 事 機 能、 評 議 員 会 機 能 の 充 実
- ・ 寄 附 行 為 等 へ の 反 映 と ガ バ ナ ン ス ・ コ ー ド の 策 定

5-4. 財務基盤と収支

基準	基準5	経営・管理と財務
基準項目	5-4	財務基盤と収支
担当	学園事務局経理課	

1. 評価の視点

評価の視点
①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立</p> <p>【事実の説明】</p> <p>平成31(2019)年4月に「長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の第3回改定を行った。これに伴い「中期財務計画」も見直し、向こう4年間の計画を再策定、常勤理事会、将来計画委員会、評議員会、理事会での審議検討を経て、令和元(2019)年度から実施している。</p> <p>収入面では、学生生徒等納付金収入の安定確保の為に、学生ニーズや社会からの要請を踏まえ、平成30(2018)年4月に文化言語学部を現代文化学部へ改組し、各学部の着実な定員確保を目指している。また、令和2(2020)年度からの授業料の値上げを検討し、常勤理事会、将来計画委員会、評議員会、理事会での審議検討を経て決定し、令和2(2020)年度入学生から実施予定である。補助金については、年々変化する制度内容に積極的に対応するほか、寄附金等の獲得についても積極的に取り組んでいる。</p> <p>一方、支出面では、「中期人員計画」「中長期施設整備計画」を策定し、人件費支出の適正化や計画的な施設設備拡充の実現を目指している。また、事務効率化、業務内容の見直し等による管理経費圧縮についても継続して実施している。</p> <p>令和元年(2019)年度に、九品寺キャンパス大学7号館建設を計画し、完成後は現代文化学部を武蔵ヶ丘キャンパスから九品寺キャンパスへ学部移転を行うことにより、定員確保を目指している。</p> <p>予算については、当初予算の精緻化の為に、各部署からの概算要求と事業計画との整合性を図りつつ策定している。また、予算管理については、予算執行状況の精査・検証による当初予算と決算の乖離幅の縮小に努めるなど、きめ細かな運営を行っている。</p> <p>なお、予算の追加、その他変更が生じた際は、「尚綱学園経理規程」に則り補正予算を編成し、評議員会の諮問を経て理事会で承認を得ている。</p> <p>【自己評価】</p> <p>実状に対応した中長期行動計画の改正を行い、その確実な履行に努めており、適切な財務運営が確立されているものと判断している。</p> <p>5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保</p> <p>【事実の説明】</p>
--

安定した財務基盤を確立する為に、中期財務計画に基づく単年度収支を均衡させる予算編成に努めているが、令和元(2019)年度は、学生・生徒数の減少並びに経常費補助金の減少を見込み、当初より赤字予算となった。なお、部門別(学部・学科・学校別)事業活動収支計算書の作成、損益分岐点分析を実施し、私学振興事業団等の資料も活用した財務分析を行い、それらの結果等を理事会等へ報告するとともに、教職員への説明会を開催するなど財務情報の共有化を図っている。資金収支、事業活動収支において、収入面では、少子化や学生ニーズの多様化等により、入学定員未充足の学部・学科があり、学生生徒等納付金が減少している。また、補助金については、平成30(2018)年度は、平成29(2017)年度における熊本地震関連支出の影響を受けて増加したが、令和元(2019)年度の経常費補助金については、入学定員未充足の影響もあり減少している。

一方、支出面では、業務量の増加や業務の多角化に対応すべく、長期的に事務職員の人員増を図る必要がある。また、教育研究の高度化・複雑化に伴い教育研究経費も増加傾向にある。令和元(2019)年度は、不要不急の支出について見直した後、原則一律10%の削減を行った。令和元(2019)年10月に消費税増税が実施され経費削減には逆風であったが、積極的な取組みにより10%削減後の実行予算に対し更に9%削減の実績となったものの、赤字解消には及ばなかった。このことから、収支バランスは不均衡で、財務基盤は不安定な状況となっている。

こうした状況下、収支バランスの改善を図るために、平成30(2018)年度から文化言語学部を現代文化学部へ改組、令和2(2019)年度入学生から全学部において授業料の値上げ並びに九品寺キャンパス7号館の建設に伴う現代文化学部の移転(令和2年度)等の対策を講じ、定員確保及び収入の確保を目指している。また、経常費補助金のうち一般補助の増加は期待が薄いことから、改革総合支援事業等の補助金の継続的獲得を図りつつ、外部資金確保のための規程等の改正や職員の積極的な関与・アナウンス、設備資金の財源として新たに古本募金(寄付金)募集に着手している。

【自己評価】

中長期行動計画及びそれに基づく中期財務計画に則り、単年度の収支均衡を目標とした予算を編成している。また、その進捗管理や環境変化、将来計画等とも照らし合わせて中期財務計画を見直し、適宜、改正を行っている。また、部門別損益分析や財務分析の活用による安定的な財務基盤を確立するための収入増加策のほか、不断に経費節減を含めた適切な支出に努めている。

現状の収支バランスについては、入学定員割れを主要因とし不均衡になっており、財務基盤も不安定となっているが、当面の資金繰りに不安はなく、定員確保に向けた改善方策を実施している。

4. 改善・向上方策(将来計画)

平成29(2017)年度を初年度とし、平成31(2019)年4月に改定を行った中期財務計画に基づき、単年度計画の確実な履行による安定的な財政基盤の確立に努める。

収入面で最大である学生生徒等納付金については、令和2(2020)年度入学生から授業料の値上げを行い、定員未充足の現代文化学部については、武蔵ヶ丘キャンパスから九品寺キャンパスへ移転を計画しており、令和元(2019)年12月に九品寺キャンパス7号館建設に着工した。併せて、入学者確保に関する調査・分析の精度を上げ、工程を含めて数値目標を設定し、収支バランス及び財政基盤の安定に努める。

5. 事業計画への反映

- ・令和4(2022)年度から幼児教育系の新学部設置による収入増加等を計上

5-5. 会計

基準	基準 5	経営・管理と財務
基準項目	5-5	会計
担当	学園事務局経理課	

1. 評価の視点

評価の視点
①会計処理の適正な実施
②会計監査の体制整備と厳正な実施

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

年度予算に基づく予算執行伝票である会計伝票は、各部署で起票され、部門や経費の区分（教育研究経費と管理経費）、勘定科目の仕訳を行い、証憑書類とともに精査・検証のうえ、法人本部である学園事務局総務部経理課へ回付される。総務部経理課では、回付を受けた会計伝票と証憑書類の内容を、学校法人会計基準や法令・規程等に則って再度チェックし、精査・検証を正確に行っている。また、これらの処理を行うため、「経理規程」「経理規程施行細則」「固定資産及び物品調達規程」「固定資産及び物品管理規程」「資金運用管理規程」「旅費規程」「決裁権限規程」「文書取扱・管理規程」などの諸規程を整備している。

一方、予算編成は、各部門・部署などの予算単位ごとに概算要求予算が提出され、教育研究目的の達成と収支のバランスの観点から精査・検証されて3月に当初予算が編成される。予算の執行状況は毎月末に月次決算を行い、当該年度の収支状況を学園事務局で精査・検証している。特に9月の中間収支状況は年度末の決算見通しとともに理事会に報告している。また、当初予算額と著しく乖離がある勘定科目については、補正予算を編成することにより対処しており、令和元(2019)年度は、令和2(2020)年3月23日開催の理事会で補正予算が審議・承認された。

【自己評価】

会計処理は、学校法人会計基準に則り、法令や関連規程等を遵守して、真実正確・明瞭に行われており、会計処理は適切に行われていると判断している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

監査システムは、監事による監事監査、監査法人による会計監査及び内部監査室による内部監査の三様監査体制を構築している。

監事は学外の非常勤監事2人で構成され、私立学校法第37条及び寄附行為第14条に規定された業務監査と財産状況の監査を実施し、毎会計年度に監査報告書を作成後、当該会計年度終了後2ヶ月以内に理事会及び評議員会に提出している。さらに、監事は理事会・評議員会に出席し、予算・決算等の審議のほか、中長期計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等に関し

意見を述べている。令和元(2019)年度は、理事会が5回、評議員会が5回開催されたが、2人の監事のうち、少なくともどちらか一方が毎回出席した。

監査法人による監査は、私立学校振興助成法第14条に基づく監査のほか、法人や大学の運営全般について、管理・運営が適正に行われているか財務面を通して監査し、毎会計年度終了後、理事会に対し独立監査人の監査報告書を提出している。令和元(2019)年度の監査法人による往査は、9回36人日であった。

※1人で1日かかる仕事の量を「1人日(にんにち)」とする

内部監査室は、理事長直属の組織で、専任職員を1人室長として配置している。内部監査規程に則り、学園全般の内部監査を実施している。

また、監事、監査法人、内部監査室の間では監査状況に関する報告や意見交換も適宜行われており、会計監査・業務監査の実効性を高めるとともに、学校法人のガバナンス向上に寄与している。

【自己評価】

監事による監査及び監査法人による監査、内部監査室による監査とも、十分な体制が整備され、適切に行われていると判断している。

4. 改善・向上方策(将来計画)

会計処理の正確性・迅速性・効率性を一層高める為、令和2(2020)年度中に学園事務局総務部経理課が主体となり、新会計ソフト導入の検討を計画している。

また、三様監査体制の一層の充実・改善を図り、会計監査の厳正な実施を含め学園経営に寄与すべく実効性を高めていく

5. 事業計画への反映

なし。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

基準	基準 6	内部質保証
基準項目	6-1	内部質保証の組織体制
担当	自己点検・評価委員会、大学企画室	

1. 評価の視点

評価の視点
① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている
------	--------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【事実の説明】

本学の内部質保証体制は、①授業に関すること、②教育プログラムに関すること、③大学全体に関することの3点に分けて説明する。

①授業に関すること

授業に関する内部質保証に関しては、SD・FD委員会の下部組織にFD推進部会を置き、FD推進部会において学生が授業内容や自身の修学状況を客観的に評価するための「授業改善アンケート」、教員相互で授業参観を行うことで授業方法を客観的に評価する「オープンクラス・ウィーク」を実施している。これらの結果は、FD推進部会やSD・FD委員会、教授会等で共有している。また、報告書を教員に配布し、教員自らの授業改善や、学内のFD活動に役立てている。また、「授業の中で気になることや改善してほしいこと」と題した会議に、学生の代表者が参加しディスカッションを行っている。

②教育プログラムに関すること

教育プログラムに関する内部質保証に関しては、教務課において成績評価・GPA算出、大学企画委員会において卒業時アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケートなどを実施し、学修定着度の測定や学修成果、課題を把握し、教育プログラム改善に活用できるようにしている。3つのアンケートは、大学企画委員会で審議した後、教授会で報告し、全教職員に結果を周知している。

③大学全体に関すること

大学全体に関する内部質保証に関しては、学生支援委員会において在学生の学生生活全般の状況を把握するための「学生生活実態調査」を実施し、問題点の改善に努めてもらうよう関係部署・学部周知している。さらに自己点検・評価委員会において自己点検・評価を毎年度実施している。自己点検・評価は、基準項目に定められた評価の視点毎の担当者及び基準項目毎の責任者を決め、作成担当者が作成し、責任者が作成の取り纏めを行った後、自己点検・評価委員会の下部組織である大学実施部会、自己点検・評価委員会及び評議会において点検を行い、改善・向上すべき事項があれば、改善・向上方策に記載し、必要に応じて翌年度の事業計画に反映させている。自己点検・評価の結果は、学内の教職員に配布し、結果を共有するとともに、大学ホームページ上に自己点検評価書を公表している。

【自己評価】

本学の大学運営において、上記①、②、③に関して、ミクロからマクロの視点で内部質保証システムを構築しており、それぞれ担当する組織が適切に実施しているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

なし。

5. 事業計画への反映

なし。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

基準	基準6	内部質保証
基準項目	6-2	内部質保証のための自己点検・評価
担当	自己点検・評価委員会、大学企画室	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点
① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有
② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている
------	--------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【事実の説明】

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会において毎年度実施している。自己点検・評価は、評価の視点毎の作成者及び基準項目毎の責任者を決めている。担当者が作成し、責任者が作成の取り纏めを行った後、自己点検・評価委員会の下部組織である大学実施部会、自己点検・評価委員会及び評議会において、点検を行い、改善・向上すべき事項があれば、改善・向上方策に記載し、必要に応じて翌年度の事業計画に反映させている。自己点検・評価の結果は、学内の教職員に配布し、結果を共有するとともに、大学ホームページ上に自己点検評価書を公表している。また、令和元年度より外部評価委員会を設置し、同年9月26日（木）に外部評価委員会を開催し、本学の教育・研究について意見を求め、報告書としてまとめたものを本学のホームページ上に令和元年度 外部評価報告書として公表している。

【自己評価】

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価及び外部評価を実施し、それらの結果についても、学内の教職員および学外に向けて共有しているものと判断している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【事実の説明】

本学では、IR機能の整備について、平成27(2015)年8月に、FD及び自己点検・評価を担当していたFD・評価事務室にIR(Institutional Research)機能を加えた大学企画室が設置されている。同部署ではこれまで、入試状況・就職状況・学修状況等に関するデータについて経年及び定点分析を行ってきた。

令和元年度は、学内データをまとめた「SHOKEIDATA BOOK」を作成し、学外配布用は高校訪問等で活用し、学内用は専任の教職員に配布している。また、令和元年度の卒業生を対象とした「卒業時アンケート」、平成28年度の卒業生を対象とした「卒業生アンケート」、平成29年度の卒業生を対象とした「就職先アンケート」を実施している。その分析結果に基づき、令和2年度事業計画の改正を行っている。

【自己評価】

IR機能を活用し、外部環境や内部環境の分析を行い、それらの結果をもとに課題を抽出し、問題提起を行ってきており、IR機能を活用した調査・データの収集と分析が実施されているものと判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

なし。

5. 事業計画への反映

なし。

6-3. 内部質保証の機能性

基準	基準6	内部質保証
基準項目	6-3	内部質保証の機能性
担当	自己点検・評価委員会、大学企画室	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点
① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性</p> <p>【事実の説明】 三つのポリシーについては、各学部で作成し教育環境等に合わせた随時見直しを行っている。 令和 2(2020)年 1 月の評議会において、資格に関する方針を追加するため、生活科学部のカリキュラム・ポリシーを変更している。ディプロマ・ポリシーについては、修得する授業科目類の配置を整理するために変更している。また、「平成 33 年大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告の改正について」で示された入試区分の変更に伴い、令和 2(2020)年 3 月に現代文化学部と生活科学部のアドミッション・ポリシーを変更している。 平成 30 年(2018)4 月開設の現代文化学部に関しては、作業チームが作成した令和元年度設置計画履行状況報告書を教授会において審議し、常勤理事会の協議を経て、大学ホームページに掲載し社会に公表している。 学内の活動については、事業計画の策定、数値目標の設定を行い、計画に基づいた教育・研究活動を行っている。また、活動状況を半期ごとに中間評価および実績評価を行い、次年度の事業計画に反映することとしている。</p> <p>【自己評価】 三つのポリシーを起点とした内部質保証のための PDCA サイクルに加え、設置計画履行状況報告書及び事業計画等における教育・研究活動においても PDCA サイクルの仕組みづくりを行っているものと判断している。</p>
--

4. 改善・向上方策（将来計画）

なし。

5. 事業計画への反映

「4. 改善・向上方策（将来計画）」で記述した事項のうち、令和 2 年度事業計画の具体策として反映させたものがあれば、記載してください。
なし。

IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設置した基準による自己評価

基準A. 地域連携

A-1. 地域連携に関する方針及び体制の整備

基準	基準A	地域連携
基準項目	A-1	地域連携に関する方針及び体制の整備
担当	地域連携推進センター運営委員会	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点
① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知
② 地域連携を促進するための体制の整備

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 建学の精神、理念、使命・目的を踏まえた地域連携に関する方針の明確化と周知

【事実の説明】

本学は、学園の建学の精神及び教育理念を踏まえ「尚絅大学における教育・研究目標」を設定し、その中の1つとして社会連携に関する目標を掲げている。また、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI2013 - 2022」において、「社会連携の拡充」を中長期行動計画策定のためのカテゴリーの1つとして示している。加えて、毎年公表している本学事業計画において「社会連携の拡充」というセクションを設け、本学の地域連携の具体的な方針を明確化している。

【自己評価】

地域連携に関する方針は、本学園のミッション（使命）を踏まえ、大学の教育・研究目標として明確化され、「尚絅学園の長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画～SEI2013 - 2022」においても重点施策として掲げられており、周知についても、Web (<https://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/chiiki/center>)、年度毎のリーフレットを通じて公表していることから適切に行われていると判断している。

A-1-② 地域連携を促進するための体制の整備

【事実の説明】

本大学は、併設の尚絅大学短期大学部と協働し、地域連携にかかわる組織として、尚絅地域連携推進センター、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センターという4つのセンターを運営している。尚絅地域連携推進センター規程に基づき、4センターの代表者に職員を加えたメンバーで全学的に地域連携を推進する体制が整備されている。

【自己評価】

地域連携に関する規程の整備の上、委員会が設置され、令和元(2019)年度は8回の会議が開催された。この会議において、地域連携に関わる全ての事案が検討・決議されている。これにより、地域連携を促進するための体制は十分に整備されていると判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

尚絅地域連携推進センターを中心に、他の3センターとの情報共有及び活動促進を通じて、令和2(2020)年度事業計画に基づき、地域連携に関する重点施策の確実な遂行に努める。加えて、熊本大学COC+事業の後継プロジェクトに参画し、教育による地域活性化に取り組んでいく。

5. 事業計画への反映

尚絅地域連携推進センターを中心とする地域連携にかかわる3センターと情報共有することを通じて、全学の教育・研究を活性化させ、自治体および企業との共同事業に取り組む。

A-2. 大学の有する知的資源の社会への還元

基準	基準A	地域連携
基準項目	A-2	大学の有する知的資源の社会への還元
担当	地域連携推進センター運営委員会	

1. 評価の視点及びエビデンスの例示

評価の視点
① 大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み

2. 自己判定（「満たしている。」「満たしていない。」）

自己判定	満たしている。
------	---------

3. 自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<p>A-2-① 大学の有する知的資源を社会へ還元するための具体的取組み</p> <p>【事実の説明】</p> <p>本学の有する知的資源は、尚絅地域連携推進センター、尚絅子育て研究センター、尚絅食育研究センター、尚絅ボランティア支援センターの4センターに加え、公開講座や大学コンソーシアム熊本における活動を通して、以下のとおり社会に還元されている。</p> <p>＜尚絅地域連携推進センター＞</p> <p>大学の有する知的資源を社会へと還元するため、自治体や企業などと協定を締結し、教育活動による成果を社会に還元する活動に取り組んでいる。</p> <p>令和元(2019)年度については、尚絅地域連携推進センター運営委員会を8回開催し、本学の有する知的資源を社会へと還元するための企画・調整・事業を行っている。本センターの取り組みについては、リーフレットにまとめ、本学職員および関係する機関・自治体・企業に配布している。</p> <p>＜尚絅子育て研究センター＞</p> <p>尚絅子育て研究センターでは、所属研究員の研究及びこれまでのセンターにおける研究成果を社会へ還元し、熊本の保育・子育ての質の向上を目的とし、「乳児保育研究会」、「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」、「公開シンポジウムの実施」、「『児やらい(16)』の発刊」といった取り組みを行ってきた。</p> <p>「乳児保育研究会」については、熊本県内の保育所、認定こども園、地域型保育事業等の保育・教育機関と連携し、毎月定例で開催した。主に0歳児から2歳児までの保育・教育実践をもとに実践演習及びカンファレンスを行った（ただし、2020年2月～3月開催については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為延期とした）。</p> <p>また、尚絅大学短期大学部附属こども園子育て支援室において、「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」についての企画・運営に協力し、育児講座等への専門知識を提供している。</p> <p>令和元(2019)年8月4日には、第19回公開シンポジウムを開催し、多面的な子ども理解に関する講演会及び同テーマでのディスカッションを実施した。</p> <p>加えて、尚絅食育推進プロジェクトの一員として、尚絅食育研究センター等との連携により、第2回尚絅食育推進シンポジウムを令和2(2020)年1月12日に開催した。</p> <p>出版事業については、尚絅子育て研究センター紀要である『児やらい』第16巻にて、センター研究員並びに本学教員の研究論文を発表し、保育・教育現場に広く配布した。ISSNの取得により国立国会図書館にも本誌を登録している。</p>

＜尚綱食育研究センター＞

知的資源を社会へ還元する取組みとしては、菊陽町および天草地区漁業士会との連携事業が挙げられる。菊陽町との連携事業については、毎年11月に開催される「すぎなみフェスタ」に参加し、尚綱食育研究センターのブースを設置し、参加体験型の食育活動を実施している。継続した取組みなので、毎年食育コーナーへの参加を楽しみしているファミリー層も多く、「野菜のスタンプ」や「食育カルタ」「菊陽町特産品のつり堀」等、地域住民が楽しく食べ物や栄養について学べる機会を提供している。また、菊陽町の広報誌の「恋する野菜」コーナーに学生が考案したレシピを掲載している。購読者も多く、上記フェスタの参加者から直接声をかけられることも多くなってきた。

天草地区漁業士会との連携活動については、令和元(2019)年6月19日に尚綱食育の日（おさかなの日）を開催した。目的は、食育活動のさらなる充実と魚食普及の充実、熊本の水産物の魅力の再発見である。そのために、天草地区漁業士会の協力により、九品寺キャンパス食堂では、特別メニュー（鯛の天井・あおさ汁）の提供と「女子大生の魚の摂取状況・漁業のイメージに関する調査」結果パネルの展示や天草地区漁業士会の活動紹介等を行った。また、1号館10階大ホールでは、くまモン隊の協力による「熊本の水産物の再発見」イベント及び尚綱食育研究センターの活動紹介を行った。さらには、「学食レシピコンテスト」では、「魚」をテーマに、学生にレシピを募集したところ、229点（昨年度196点）の応募があり、その中から優秀作品を審査し、上位4点を実際に学食で提供し、魚食を見直す機会となった。

大学との連携事業については、東海大学九州キャンパスとの事業を挙げることができる。東海大学九州キャンパスと尚綱食育研究センターは、平成30(2018)年7月、『食』と『農』という2つのキーワードでの地域貢献することを目的に「東海大学九州キャンパスと尚綱大学・尚綱大学短期大学部との交流及び連携に関する包括協定」を締結した。その事業の一環として、令和元(2019)年度は、学生の実践的教育とともに地域住民に大学の知を還元するため、アカデミックな観点から「食と健康」で熊本を元気にすることを目的として、地域創生型の弁当を開発するプロジェクトに取り組んだ。まず、食材は東海大学九州キャンパスで栽培や加工をしているものや熊本県産品にこだわり、各々の大学でメニュー作りと試作会を複数回実施した。合同試作会には、弁当販売の協力会社である（有）マツエダフーズ代表者も参加し、盛り付けや味付けのアドバイスをいただいた。最終的に両校のメニューの栄養価計算を行い、分量や内容の調整を行い、エネルギー700kcal、食塩相当量3.0g未満の「尚綱大学×東海大学 野菜たっぷりヘルシー弁当～熊本の魅力詰め込んだばい！～」を完成させた。そして、1品ずつ食材の機能性や料理のPRを掲載したリーフレットを学生らが中心となり作成した。

作成した弁当は、1日限定100食（リーフレット付き、1食税込み980円）を鶴屋百貨店で2日間【令和元(2019)年11月30日・12月1日】で販売した。事前に、新聞やテレビでの広報活動もあり、両日共に90分で完売し、大変好評だった。両大学の知的財産を多いに地域に還元できる場となったと考える。

＜尚綱ボランティア支援センター＞

地域社会への貢献を目的としたボランティア活動として、各団体が主催する各種イベント（夏の江津湖湧水清掃、あいぼーとFESTIVAL等）や市町村が行う行事（菊陽町野外体験活動、菊陽町花立地区餅つき炊き出し、江津湖花火大会、熊本城マラソン、黒髪小学校総合学習等）の運営サポート等を行った。この他に「外国ルーツの子ども達を対象とした日本語教室」、「こども食堂」「小規模保育園」等のサポートを積極的に行うことで地域社会への貢献を行っている。

＜尚綱公開講座＞

尚綱公開講座は、令和元(2019)年度で30回目を迎えた。本年度は、令和元(2019)年9月2日（月）から9月6日（金）の5日間、10講座（1講座90分）を九品寺キャンパスで開講した。講師は10名で尚綱大学4名、尚綱大学短期大学部5名、外部講師1名である。受講者実数は92名（18名減）で5日間の延べ受講者数は464名（102名減）であった。受講者年代は10代から90代までと幅広く、60代から70代が全体の75%を占めた。また、今回初めての受講者が全体の21.3%(26.7%減)だった。講座全体に対する満

足度は高かった。

＜尚綱大学現代文化学部・文化言語学部公開講座＞

尚綱大学現代文化学部・文化言語学部公開講座は、令和元(2019)年度で12回目を迎えた。本年度は、10～11月にかけての土曜日に2講座ずつ実施し、計8講座(1講座90分)を武蔵ヶ丘キャンパスで開講した。受講者数は昨年度と同数の45名(増減なし)で、4日間の延べ受講者数は221名(7名増)であった。受講者年代は10代から80代までと幅広く、50代～60代が全体の51.1%を占めた。講座全体に対する満足度は高かった。

＜国際交流＞

慈済大学(台湾)、仁徳大学校(韓国)、高雄大学(台湾)、上海杉達学院(中国)及び南方大学学院(マレーシア)との大学間交流協定に基づき、グローバル化推進委員会(「国際交流委員会」を改組(令和2年2月1日付))が取り組んだ令和元(2019)年度の国際交流の状況は【表A-2-1】に示すとおりである。

【表A-2-1】令和元年度国際交流状況

内容	慈済大学 (台湾)	仁徳大学校 (韓国)	上海杉達学院 (中国)	南方大学学院 (マレーシア)	高雄大学 (台湾)
交換留学の派遣	1人	—	—	—	—
交換留学の受入	2人	5人	2人	—	—
短期語学留学の派遣	—	—	—	4人	
短期語学留学の受入	18人		—	—	
相互研修旅行の派遣	5人	—	—	5人	
相互研修旅行の受入	—	—	—	—	

*相互研修旅行は、台湾と韓国、中国とマレーシアの隔年開催。斜線は設定なし。

また、受入中の交換留学生の日本文化理解と熊本地域の理解促進、及び在学生との親睦を深める目的で、交換留学生向けアクティビティとして日帰りバス旅行を前・後期それぞれ1回ずつ実施した。いずれも阿蘇方面を訪れ、前期は交換留学生を含む17名の学生、後期は7名の学生が参加した。

＜大学コンソーシアム熊本への参画＞

本学は、熊本県内の大学・高等専門学校などの高等教育機関14校と行政(熊本県・熊本市)から構成される大学コンソーシアム熊本の正会員を務めており、各部会及び委員会の構成員として参画している。部会の一つである地域創造部会においては、熊本県生涯学習推進センターが主催する「令和元年度くまもと県民カレッジ『キャンパスパレア』」に本学の教員が講師として参加した。

また、同じく部会の一つである学生教育部会においては、熊本県内の大学が合同で開催するオープンキャンパス「進学ガイダンスセミナー」を企画実施しており、令和元(2019)年度は、7月7日(日)に開催され、模擬授業20講座(うち実習体験6講座)を開講し、そのうち本学(大学・短期大学部)の教員も講師として2講座を担当した。なお、今年度の本進学ガイダンスセミナーの参加者数は、高校生延べ1,618名であった。

【自己評価】

＜尚綱地域連携推進センター＞

尚綱地域連携推進センター運営委員会の企画によって得た成果・結果から、大学の有する知的資源を社会に還元する基盤整備活動が組織的かつ継続的に行われたものと判断している。

＜尚綱子育て研究センター＞

尚綱子育て研究センターは、前述したさまざまな取組を通じて継続的かつ組織的に大学の有する知的資源を社会に還元することができたと判断している。

「乳児保育研究会」では、実践カンファレンスを通じて保育・教育の課題の明確化や質の向上に貢献するとともに、保育・教育現場の課題をもとに専門家による学習の場を提供し、実践力の向上にも貢献したと判断している。

「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」については、育児講座において、子どもの発達や教育、子育て相談に関する本学教員による専門知識の提供を行い、保護者の子育ての一助となったと判断している。

第19回公開シンポジウムでは、講演講師による子ども理解の理論的側面と保育現場からの実践事例の発表・討論をとおして、熊本県内各地の市民、保育・教育関係者へ理論と実践の連環を意識した専門知識の提供を行うことができたと判断している。

第2回尚綱食育推進シンポジウムでは、「こどものかむ力・飲み込む力を育む」ことをテーマにした基調講演と、保育現場におけるこどもの食改善の取り組みと課題についての事例報告を通して、保育・教育・給食関係者・その他関心のある市民に向けて、保護者と保育・教育施設が連携した食育の重要性について専門知識の提供することができたと判断している。

加えて、『児やらい』第16巻を各保育・教育施設に配布することにより、保育・教育・心理に関する研究成果や専門知識を還元した。また、本誌を国会図書館に寄贈し登録することで、研究者をはじめ多方面に周知することができたと判断している。

<尚綱食育研究センター>

尚綱食育研究センターの活動は、学外の諸団体との交流を通して、大学に有する知的資源を社会へ還元するための具体的な取組みが、組織的かつ継続的に行われているものと判断している。

<尚綱ボランティア支援センター>

尚綱ボランティア支援センターでは、様々なボランティア活動の支援を行っており、大学が有する知的資源の社会への還元は適切に行われていると判断している。

<尚綱公開講座>

例年通り10講座を開講した。前年度と比較し受講者実数、延べ受講者数がいずれも減少した。要因としては、昨年度が学園創立130周年という記念すべき年でもあり、また、初めての受講者が48%（本年度は21.3%）を占めており、その受講者が継続的な受講につながらなかったために減少したと思われる。ある程度の減少を予測し、早めに準備し、同窓会への協力依頼も強化したが、残念な結果となってしまった。しかしながら、講座に対する満足度は高く、公開講座の目的は達成できたものと判断している。

<尚綱大学現代文化学部・文化言語学部公開講座>

例年通り8講座を開講した。受講者数は昨年度と同様で、延べ受講者数は増加していた。新たな試みとして1講座をオープンキャンパスに組み込み、高校生と一般の方が一緒に受講する機会を設けた。お互いに良い刺激になったと思われる。また、講座に対する満足度も高く、公開講座の目的は達成できたものと判断している。

<国際交流>

交換留学については、4人の学生を各協定校に派遣の予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響でうち3人が留学延期となった。受入については、協定校の増加に伴い、昨年度を上回る9人を受け入れた。短期語学留学では、慈済大学から18人を受け入れるなど、交流の深化が見られる。相互研修旅行では、新たな協定校の南方大学学院との交流が着実に進み、5人を派遣することができた。

交流協定に基づき本学が受け入れた交換留学生在が、第42回火の国まつり「おてもやん総おどり」や菊陽町花立地区の餅つき炊き出し行事に参加するなど、地域のグローバル化に資する活動をしており、大学が有する知的資源の社会への還元は、組織的かつ継続的に実施することができたと判断している。

<大学コンソーシアム熊本への参画>

大学コンソーシアム熊本へ積極的に参画することにより、大学の有する知的資源を社会へ還元していると判断している。

4. 改善・向上方策（将来計画）

<尚綱地域連携推進センター>

尚綱子育て研究センター、尚綱食育研究センター、尚綱ボランティア支援センターとの情報共有・活動促進を通じて、令和 2(2020)年度事業計画に基づき地域連携に関する重点施策の確実な遂行に努める。加えて、熊本大学 COC+事業の後継プロジェクトに参画し、本学の強みを活かした地域連携活動を通じて大学の有する知的資源を社会に還元していく。

<尚綱子育て研究センター>

「乳児保育研究会」については、令和 2(2020)年度から 3~5 歳児の保育の課題も含め「乳幼児保育研究会」と改称し、10 月以降、毎月定例で開催する。保育・教育に関する実践カンファレンスに加えて、保育・教育技術の向上も視野に入れた実践演習も行う。

「地域の未就園児とその保護者への子育て支援」については、育児講座の講師派遣に関して、子育て支援室との協議において年間計画を作成し、令和 2(2020)年 7 月以降の期間に専門知識の提供を行う。

第 20 回公開シンポジウムを令和 2(2020)年 10 月以降に計画し、当センター研究員もシンポジストとなり、研究成果および専門知識の提供を行う。

尚綱食育推進プロジェクトの一員として子どもの食アレルギーをテーマとした第 3 回尚綱食育推進シンポジウムを令和 3(2021)年 1 月頃に計画し、保育・教育現場における実践研究を踏まえた専門知識の提供を行う。

『児やらい』第 16 巻を実習連絡協議会、高校訪問、各講演会等にて保育・教育関係者に配布することにより、本学の研究成果や専門知識を広く還元する。また『児やらい』を国立国会図書館に寄贈し、全国に研究成果や専門知識の提供を行う。

<尚綱食育研究センター>

①尚綱食育研究センターの研究力向上と活動の活性化、②尚綱食育研究センターの地域連携と地域貢献の 2 点を重点施策として取り組む。

①については、特に尚綱子育て研究センターや尚綱認定子ども園と連携し、幼児期の食生活の課題分析及び食育プログラム作成の研究を行う。②菊陽町、熊本市との連携活動を継続するとともに、天草地区漁業士会との連携し、魚介類を通じた食育推進活動を行っていく。

また、包括協定を締結した東海大学九州キャンパスとの連携事業として「お菓子プロジェクト」に取り組み、地元の食材を活用したお菓子レシピ開発を行い、地域産業の活性化に寄与する。さらに、一般企業との共同プロジェクトなどを通して、本学が有する知的資源を社会に還元していく。

<尚綱ボランティア支援センター>

尚綱ボランティア支援センターでは、外部から依頼のあったボランティア募集について、これまで通り学生支援課の掲示板に募集ポスターを随時、掲示すると共に、本学ホームページに開設している尚綱ボランティア支援センターのウェブサイトボランティア募集内容をアップロードしているが、さらにボランティア募集の情報発信をこれまで以上に強化する。また近隣の市町村に働きかけ、地域社会が必要とするボランティア活動を推進していく。ボランティア保険加入については、毎年、予算計上を行うと共に、学生に保険制度の説明会を行い、介入を周知する。

<尚綱公開講座>

受講者の増加策については、講座の認知方法として効果的な新聞を通しての広報や、学園関係者や受講体験者からの紹介、チラシの早期作成と同窓会への配布と協力依頼等を通して広報活動に取り組む。また、アンケート結果も反映させながら受講者増につなげる。

<尚綱大学現代文化学部・文化言語学部公開講座>

受講者の増加策については、講座の認知方法として効果的な新聞の折り込みチラシを通しての広報や、チラシの同窓会や大学周辺住民への配布等幅広い広報活動に取り組む。また、昨年度同様、オープンキャンパスとの同時開催も含め、高校生への認知度も高める。さらに、近隣の諸機関との共催による市民講座

(講演・講座)の実施に向けて働きかける。

<国際交流>

協定を締結したもののまだ交流実績のない高雄大学(台湾)との交流促進に向けて対策を講じる。また、新型コロナウイルス感染症の状況を睨みながら、課題であるアメリカ等の大学への学生派遣に向けて、奨学金制度の拡充や科目としての単位化などの準備を急ぎ、できるだけ早い段階で交流の覚書を交わしたい。コロナウイルス禍で延期されている済州大学校(韓国)との交流協定もできるだけ速やかに締結し、具体的な交流内容の検討に着手する。

5. 事業計画への反映

- ・乳幼児保育研究会の定例開催と保育現場と共同した実践研究
- ・尚綱食育推進プロジェクトへの協力・連携
- ・「見やらい」第17巻の発行
- ・尚綱食育の日の実施
- ・郷土料理教室の実施
- ・尚綱食育シンポジウムの開催
- ・乳幼児食育研究会の開催

V. 特記事項

1. 総合学園としての連携事業

尚綱学園は、大学の他、短期大学部、高等学校、中学校、短期大学部附属こども園を有しており、以下に記載するように各設置機関同士による様々な連携事業に取り組んでおり、総合学園としての強みを発揮している。

本学は、学長や中学校・高等学校校長を始めとする大学、高等学校の幹部教職員が参加する中高大連携推進協議会において連携事業に関する協議の場を設け、毎年度、高等学校との間で高大連携事業に取り組んでいる。事業の内容については、大学教員が高等学校の教室に向いて実施する高大連携授業、学年毎の大学授業体験及び学部学科説明会、受講を希望する高等学校生徒に対する韓国語・中国語講座、高等学校教職員に対する学部学科説明会などが挙げられる。また、大学と附属こども園の間では、生活科学部教員による園児に対する食育に関する教育、現代文化学部ネイティブ英語教員及びゼミ生による園児に対する英会話学習やアメリカ文化と日本文化の違いに関する教育などに取り組んでいる。さらに、大学と短期大学部の間では、今年度より教養教育科目に関して合同開講科目を3科目設定し、国際交流に関しては大学と短大の学生が一緒に交換留学等に参加するなど様々な取り組みが拡大してきている。

2. 就職・進路支援活動

本学では平成29年4月に設置された就職・進路支援センターと学部の教職員が連携し、社会的・職業的に自立した社会人の育成の為に、卒業までのキャリア形成を4段階に分け、各学年に必要な「気づき」「考え」「行動」を促すことで、段階的に成長できるプログラムを実践している。全学科・全学年参加の春・夏年2回開催の「キャリアガイダンス」では、事業所や社会人・OGによる講演や相談会を実施するとともに、地元熊本に拠点のある事業所を中心に「合同会社説明会兼企業研究会」などを開催している。「キャリアガイダンス」は学生自身が大学1年次から参加し、自ら行動しながら学ぶことが出来る内容であり、低学年からの就労意識の醸成を目的としている。また、教職員と事業所との情報・意見交換による相互理解の促進を図り、本学教職員が学生の就職・進路に対する理解を深め、教育の向上に繋げる場として、毎年1回、事業所との「就職懇談会」を実施している。その他、外部講師による有料講座「就職筆記試験対策講座」及び「日商簿記検定3級講座」を学内で開講。3月には福岡や熊本で開催される大学3年生対象の合同会社説明会へのバスツアーを実施するなど、学生の利便性の向上と多様なニーズへの的確な対応を図り、教育環境の充実に努めている。

このように本学では、教職員協働による学生一人ひとりに対するきめ細かな就職・進路支援に取り組んでおり、その成果が3年連続就職率100%に繋がり、例年、卒業生の約8割が熊本県内に就職するなど地域社会に対する貢献度も高い。

3. 国際交流活動

平成31(2019)年4月に改正の「尚綱学園の長期ビジョン(将来像)と中長期行動計画」の中で示された「長期ビジョン」では、学園が求める学生像として「グローバル化社会で活躍できる人材」が掲げられている。そこで、急速にグローバル化する現代社会に対応し、本学のグローバル化を推進するため、大学全体を横断的に束ねる中核組織として、令和2(2020)年2月にグローバル化推進センター及びグローバル化推進センター事務室を設置した。主な担当業務は、学生・外国人学生の留学、外国語教育の充実・強化等の国際業務である。令和元(2019)年度現在は、5つの海外大学と交流協定を結んでおり、交換留学・短期留学・相互研修旅行を行っており、大学と併設の短期大学部合わせて計29名の学生が参加し、28名の学生を受け入れた。